

日南市障がい者計画

令和7年度～令和11年度

～ 住み慣れた地域でいつまでも暮らせる、健やかで心のかようまち ～



令和7年3月

日南市

はじめに

近年、国においては「障害者差別解消法」の改正による合理的配慮の提供義務化や「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」などが施行され、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化してまいりました。



このような中、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）の実現に向け、令和7年度から令和11年度を計画期間とする「日南市障がい者計画」を新たに策定しました。

本計画は、前回計画の基本理念である「住み慣れた地域でいつまでも暮らせる、健やかで心のかようまち」を継承しつつ、行政をはじめ、関係機関、市民の皆様と計画に掲げる理念や考え方を共有しながら、計画に沿った施策を展開していくこととしております。

市民の皆様には、本計画の趣旨をご理解いただき、障がいの有無によって分け隔てられることのないよう、より一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

終わりに、この計画の策定に当たり、貴重な御意見や御提言をいただきました日南市障害者施策推進協議会委員の皆様をはじめ、関係団体や事業所の皆様、更にアンケート調査に御協力いただきました皆様に心からお礼申し上げます。

令和7年3月

日南市長 高橋 透

■ ■ 目 次 ■ ■

第1章 日南市障がい者計画の概要.....	1
1 日南市障がい者計画の概要.....	1
2 障がい者施策に関する国・県の動向.....	3
3 計画期間.....	6
第2章 日南市における障がい者の状況.....	7
1 日南市の統計データ等の状況.....	7
2 障がい者・障がい児・市民アンケート調査結果.....	15
3 障がい福祉サービス事業所等調査.....	36
4 状況のまとめ.....	42
第3章 基本理念及び施策の体系.....	45
1 基本理念.....	45
2 施策推進にあたっての横断的な視点.....	46
3 SDGsの視点を取り入れた施策の推進.....	48
4 施策分野.....	49
5 施策の体系.....	50
第4章 基本理念実現のための施策の展開.....	51
基本目標1 理解と交流の促進.....	51
基本目標2 生活支援の充実.....	54
基本目標3 保健・医療の充実.....	60
基本目標4 療育・教育の充実.....	62
基本目標5 雇用・就業の促進.....	65
基本目標6 生活環境整備の推進.....	67
基本目標7 情報・コミュニケーション.....	71
第5章 計画の推進体制.....	74
1 計画の進行管理.....	74
2 成果目標の設定.....	75
資料編.....	77
日南市障害者施策推進協議会委員名簿.....	77
用語集.....	78

「障害」の表記について

以下に示す場合を除き、「障害」は「障がい」という表記を用いています。

- ・法令、条例等の名称及びそれらの中で用いられている特定のものを指す用語
（障害者基本法、身体障害者手帳 など）
- ・組織、関係団体、関係施設の名称など固有名詞

第1章 日南市障がい者計画の概要

1 日南市障がい者計画の概要

(1) 「日南市障がい者計画」策定の背景と趣旨

これまで、我が国の障害保健福祉施策は、障害のある方が個人の尊厳にふさわしい日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目指して、制度を整備してきました。

昭和45年に我が国の障がい者施策に関する基本的な法律として心身障害者対策基本法が成立、平成5年に改正を行い、法律の名称が「障害者基本法」に改められました。同法はさらに平成16年に改正され、市町村に対しては障がい者施策に関する基本的な計画として、「市町村障害者計画」の策定を義務付けました。

その後も、平成18年度に「障害者自立支援法」を施行し、「市町村障害福祉計画」の策定の努力義務化、その後平成28年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行により、市町村及び都道府県に対して障害児福祉計画の策定を義務付け、それによりサービスの提供体制を計画的に整備することとしてきました。

直近の動向としては、令和5年3月には「障害者基本法」に基づき政府が講ずる障がい者のための施策の最も基本的な計画である「障害者基本計画（第5次）」を策定しました。計画では、新たにSDGsの考え等が盛り込まれ、目指す社会像の実現のために障がい者の自立及び社会参加の支援を総合的かつ計画的に推進することとしています。

日南市では、令和元年度に「日南市障がい者計画」（令和2年度～令和6年度）を策定し、障がい者施策の推進に取り組んできました。

この度、令和6年度で現行の日南市障がい者計画の計画期間が終了するにあたり、国の方針や日南市の障がい者の状況を踏まえ、新たに「日南市障がい者計画」を定めました。

(2) 障がい者計画の概要と法的根拠

日南市障がい者計画は、「障害者基本法」第 11 条の 3 に基づく「市町村障害者計画」です。

「市町村障害者計画」は、地域の障がいのある方の状況を踏まえ、障がい者施策に関する基本的な考え方や方向性を明らかにし、地域における障がい者の現状やニーズを把握し、障がい者福祉施策を効果的に推進することを目的とするものです。

【策定の根拠法】

【障害者基本法】

第十一条 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

【参考】障がい者計画と障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の関係性

「市町村障害者計画」と関連する計画として、「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」があります。両計画は、障がい者（児）が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、障がい者（児）の自立支援、生活支援の観点から障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業など各種サービス等の提供量・提供体制を定める計画です。

日南市では、「第 7 期日南市障がい福祉計画 第 3 期日南市障がい児福祉計画」（令和 6 年度～令和 8 年度）に基づき、障害福祉サービス等の提供に努めています。

計画	市町村障害者計画	市町村障害福祉計画	市町村障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
国の指針等	障害者基本計画（第 5 次）	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針	
内容	障がい者のための施策に関する基本的な計画	個別の障害福祉サービス等の提供量・提供体制を定める計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供量・提供体制などを定める計画
	○障害者福祉施策全般	○障害福祉サービスの提供量 ○地域生活支援事業等の提供量 ○障害福祉計画の成果目標	○障害児通所支援等のサービスの提供量・提供体制 ○障害児福祉計画に関する成果目標

2 障がい者施策に関する国・県の動向

(1) 「障害者基本計画（第5次）」の概要

第5次計画の特徴として、障害者差別解消法の改正を踏まえた障がい者差別や情報アクセシビリティ等の向上、災害等の非常時の取組強化、SDGsの視点を取り入れた取組の推進等が新たに盛り込まれています。

【障害者基本計画が実現を目指す社会像】

- ・「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会
- ・「誰一人取り残さない」というSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）の理念とも軌を一にした、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会
- ・デジタルの活用により、国民一人ひとりの特性やニーズ、希望に即したサービスを選ぶことができ、障害の有無にかかわらず多様な幸せが実現できる社会
- ・障がい者施策が国民の安全・安心や社会経済の進歩につながるしなやかで豊かな社会

第5次障害者基本計画 概要

I 第5次障害者基本計画とは

- 【位置付け】 政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画（障害者基本法第11条に基づき策定。また障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定に基づき、同法の規定の趣旨を踏まえ策定。）
- 【計画期間】 令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間
- 【検討経緯】 障害者政策委員会（障害当事者等で構成される内閣府の法定審議会）での1年以上にわたる審議を経て、令和4年12月に取りまとめられた障害者政策委員会の意見に即して、政府で基本計画案を作成

II 総論の主な内容

- | | |
|---|--|
| <p>1. 基本理念</p> <ul style="list-style-type: none">○ 共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。 <p>2. 基本原則</p> <ul style="list-style-type: none">○ 地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調 <p>3. 社会情勢の変化</p> <ul style="list-style-type: none">○ 2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承○ 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応○ 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点） | <p>4. 各分野に共通する横断的視点</p> <ul style="list-style-type: none">○ 条約の理念の尊重及び整合性の確保○ 共生社会の実現に資する取組の推進○ 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援○ 障害特性等に配慮したきめ細かい支援○ 障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進○ PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進 <p>5. 施策の円滑な推進</p> <ul style="list-style-type: none">○ 連携・協力の確保、理解促進・広報啓発に係る取組等の推進 |
|---|--|

III 各論の主な内容（11の分野）

- | | | |
|---|---|---|
| <p>1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</p> <p>2. 安全・安心な生活環境の整備</p> <p>3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</p> <p>4. 防災、防犯等の推進</p> | <p>5. 行政等における配慮の充実</p> <p>6. 保健・医療の推進</p> <p>7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進</p> <p>8. 教育の振興</p> | <p>9. 雇用・就業、経済的自立の支援</p> <p>10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興</p> <p>11. 国際社会での協力・連携の推進</p> |
|---|---|---|

IV おわりに（～今後に向けて～）

- ・本基本計画は、障害者を必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉えた上で、施策を総合的・計画的に推進することで、条約が目指す社会の実現につなげる。加えて、障害者への偏見や差別の払拭、「障害の社会モデル」等障害者の人権の確保の上で基本となる考え方等への理解促進に取り組み、多様性と包摂性のある社会の実現を目指すことが重要であり、政府において各分野の施策を実施する。
- ・令和4年9月に、障害者権利委員会の見解及び勧告を含めた総括所見が採択・公表され多岐にわたる事項に関し見解等が示されたことを受け、各府省において、本基本計画に盛り込まれていない事項も含め、勧告等を踏まえた適切な検討や対応が求められる。
- ・世界に誇れる共生社会の実現を目指して、政府全体で不断に取組を進めていく。

(2)「第5次宮崎県障がい者計画」の概要

宮崎県は、令和5年度に「第5次宮崎県障がい者計画」（令和6年度～令和10年度）、「宮崎県発達障がい者支援計画」（令和6年度～令和10年度）、「第7期宮崎県障がい福祉計画」（令和6年度～令和8年度）を策定し、「障がいのあるなしによって分け隔てられることなく地域でともに生きる社会づくり」を基本目標として、各種施策を推進しています。

【第5次宮崎県障がい者計画（令和6年度～令和10年度）】

【基本理念】

「全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」（障害者基本法より）

【基本目標】

○障がいのあるなしによって分け隔てられることなく地域でともに生きる社会づくり
等4項目

【施策の分野】

- | | | |
|--------|-----------------|----------------|
| ①啓発・広報 | ②生活支援 | ③教育・育成 |
| ④保健・医療 | ⑤雇用・就業、経済的自立の支援 | ⑥情報・コミュニケーション |
| ⑦生活・環境 | ⑧福祉を支える人づくり | ⑨行政サービス等における配慮 |

【計画の特徴】

- 広域的な障がい者対応を行う障がい保健福祉圏域を設定。（日南市は日南串間圏域）
- 宮崎県障がい福祉計画と整合性を保った成果目標の設定

【宮崎県発達障がい者支援計画（令和6年度～令和10年度）】

【基本理念・目標】

- 発達障がい者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図る

【計画の特徴】

- 「全てのライフステージを通じた取組」「各ライフステージごとの取組」「発達障がいへの理解促進」の3分野に分けて取組の方向性を定める
- 「発達障がいへの理解があると思う県民の割合」などの成果目標の設定

【第7期宮崎県障がい福祉計画（第3期宮崎県障がい児福祉計画）（令和6年度～令和8年度）】

【基本理念・目標】

「障がいのあるなしによって分け隔てられることなく地域でともに生きる社会づくり」
※宮崎県障がい者計画の基本目標と共通

【計画の特徴】

- 国の基本指針に基づき、数値目標、成果指標を設定
- 自治体の障がい者福祉の充実に資する取組の支援策を定める

(3) 近年の国・県の主な動向

国は、障がい者の差別禁止や権利に関する国際条約である「障害者の権利に関する条約」（平成 18 年採択、平成 19 年日本署名、平成 26 年日本批准）の考え方にに基づき「障害者基本法」の改正や障がい者施策の推進に取り組んできました。

近年、国は「障害者差別解消法」の改正による合理的配慮の提供義務化や「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行など、障がい者の一層の社会進出を後押しする施策を推進しています。

近年の国・県の主な動向

平成30年 3月	「障害者基本計画（第4次）」閣議決定
平成30年 3月	「第5期日南市障がい福祉計画・第1期日南市障がい児福祉計画」策定
4月	「改正障害者総合支援法及び児童福祉法」施行 ※障がい者（児）が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備を行うことを目的とする。
6月	「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行 ※文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする。
平成31年 3月	「第4次宮崎県障がい者計画」策定 「宮崎県発達障がい者支援計画（改定版）」策定
令和 2 年 3月	「日南市障がい者計画」（現行計画）策定
令和 3 年 3月	「第6期日南市障がい福祉計画・第2期日南市障がい児福祉計画」策定
6月	改正「障害者差別解消法」公布（令和6年4月施行） ※民間事業者の合理的配慮の提供義務を法的義務とするとともに、行政機関相互間の連携の強化等について定める。
9月	「医療的ケア児支援法」施行 ※医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止し、安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現を目的とする。
令和 4 年 5月	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」施行 ※障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することで、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。
12月	「障害者総合支援法等の一部を改正する法律」公布（令和6年4月施行） ※基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の整備の努力義務化、就労選択支援サービスの創設等を定める。
令和 5 年 3月	「障害者基本計画（第5次）」閣議決定
令和 6 年 3月	「第5次宮崎県障がい者計画」策定 「宮崎県発達障がい者支援計画（改定版）」策定
令和 6 年 3月	「第7期日南市障がい福祉計画 第3期日南市障がい児福祉計画」策定

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度～令和11年度までの5年間を計画期間とします。

ただし、社会情勢の変化や計画期間中における取組の進捗状況に応じ、必要が生じた場合は柔軟に見直しを行います。

		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
国		障害者基本計画（第5次）					第6次	
宮崎県		第4次	第5次宮崎県障がい者計画					第6次
日 南 市	障がい者計画 （本計画）	前期計画		障がい者計画（現行計画）				
	障がい福祉 計画	第6期	第7期計画			第8期計画		
	障がい児福祉 計画	第2期	第3期計画			第4期計画		

第2章 日南市における障がい者の状況

1 日南市の統計データ等の状況

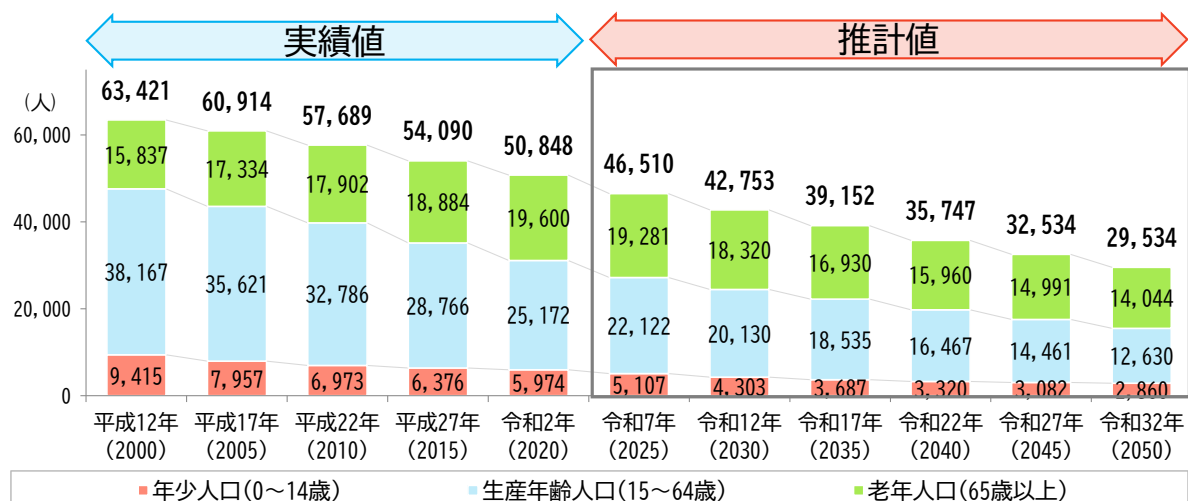
(1) 年齢三区分別人口の推移

日南市の人口は年々減少しており、令和2年の国勢調査では50,848人となっています。

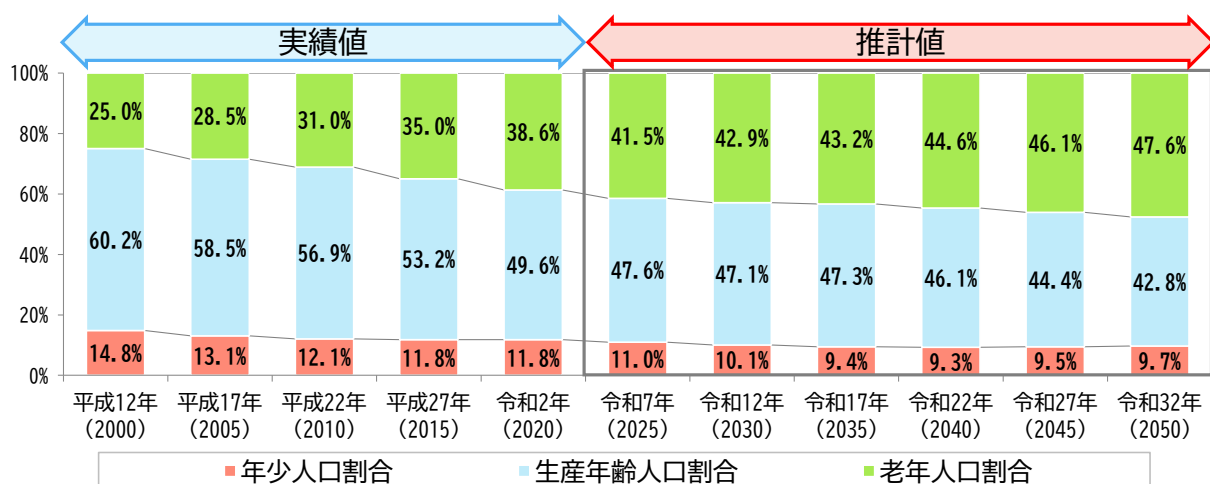
国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の人口推計によると今後も人口は減少すると推計されており、特に令和2年から令和12年の10年間で8,095人（15.92%）減少すると推計されています。

年齢三区分別人口割合の推移についてみると、老年人口割合は増加、生産年齢人口割合と年少人口割合は減少しています。

■年齢三区分別人口の推移



■年齢三区分別人口割合の推移



出典：平成12年～令和2年は「国勢調査」総務省

令和7年以降は「将来推計人口（令和5年）」国立社会保障・人口問題研究所

(2) 年齢5歳階級別人口の状況

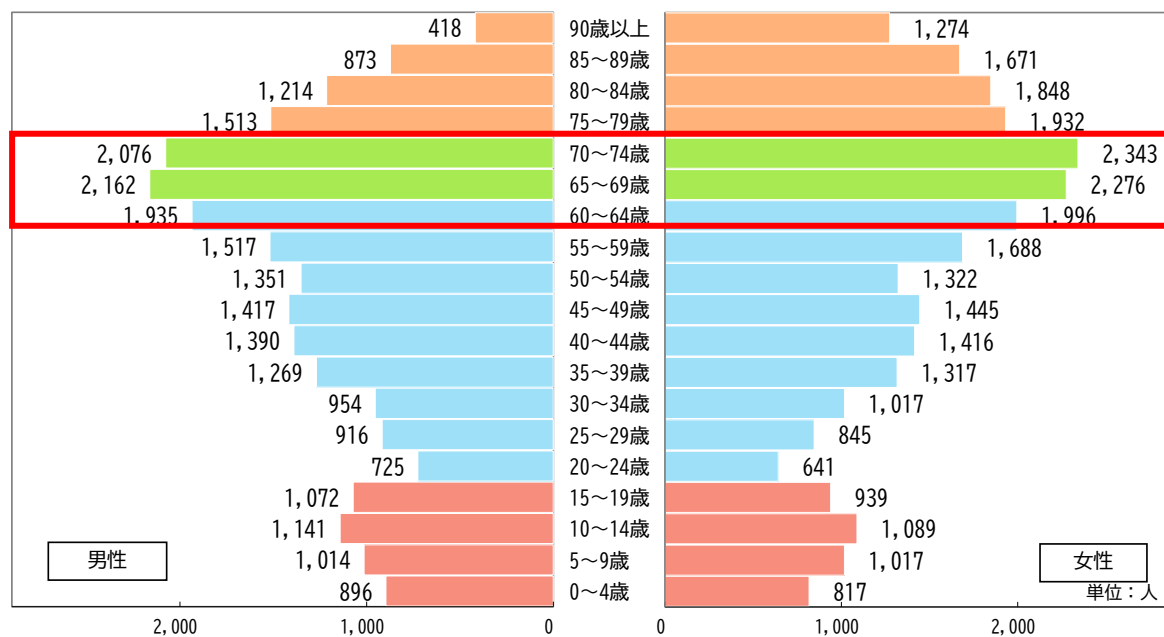
令和2年国勢調査の年齢5歳階級別人口をみると、男性、女性ともに60～74歳の層が上位1～3位となっています。

今後、これらの年齢層が持ち上がることで、障がい者福祉の担い手となる働き手の年代が減少すると見られます。

働き手が減少する中で、障がい者の安定した地域生活を維持するためには、今後も安定してサービスを提供するためのサービス人材確保や、親亡き後等に向けた成年後見制度等の推進が望まれます。

また、障がい者本人の高齢化に対して、介護保険関連との連携や、高齢になっても安心して暮らせる住居、地域の確保等も課題となります。

■令和2年の年齢5歳階級別人口



出典：国勢調査（令和2年）

(3) 障がい者等の状況

①手帳所持者全体の状況

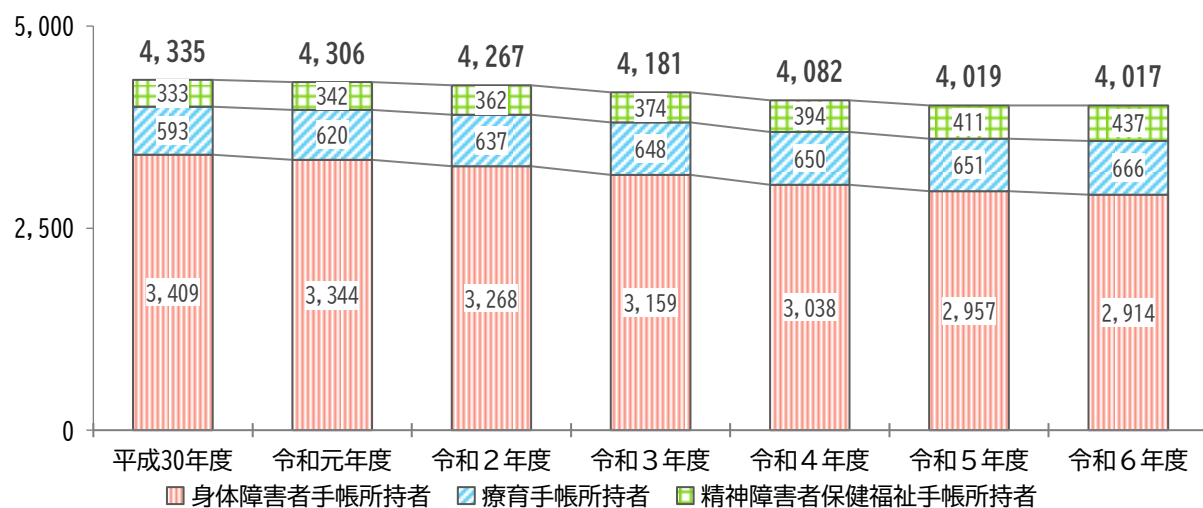
令和6年度の手帳所持者数合計は4,017人（平成30年度比7.3%減 318人減）となっています。

また、総人口に対する所持者数の割合は平成30年度以降8.3～8.5%台で推移しています。

身体障害者手帳所持者は平成30年度比で14.5%減（495人減）、療育手帳所持者は同12.3%増（73人増）、精神障害者保健福祉手帳所持者は同31.2%増（104人増）となっています。

令和6年度の手帳所持者の構成比をみると、身体障害者手帳所持者が全体の72.5%、療育手帳所持者が16.6%、精神障害者保健福祉手帳所持者が10.9%と、身体障害者手帳所持者が多くを占めますが、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者の人数及び割合が増加傾向にあり、多様な障がいに対応するまちづくりが求められます。

■手帳所持者数の推移



		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
総人口（人）		51,781	51,106	50,848	49,853	48,956	47,949	47,166
所持者数合計（人）		4,335	4,306	4,267	4,181	4,082	4,019	4,017
総人口に対する 所持者の割合（%）		8.37%	8.43%	8.37%	8.39%	8.34%	8.38%	8.52%
身体障害者 手帳	所持者数（人）	3,409	3,344	3,268	3,159	3,038	2,957	2,914
	構成比（%）	78.6%	77.7%	76.6%	75.6%	74.4%	73.6%	72.5%
療育手帳	所持者数（人）	593	620	637	648	650	651	666
	構成比（%）	13.7%	14.4%	14.9%	15.5%	15.9%	16.2%	16.6%
精神障害者 保健福祉手帳	所持者数（人）	333	342	362	374	394	411	437
	構成比（%）	7.7%	7.9%	8.5%	8.9%	9.7%	10.2%	10.9%

出典：日南市福祉課 総人口は国勢調査を基準とした推計人口

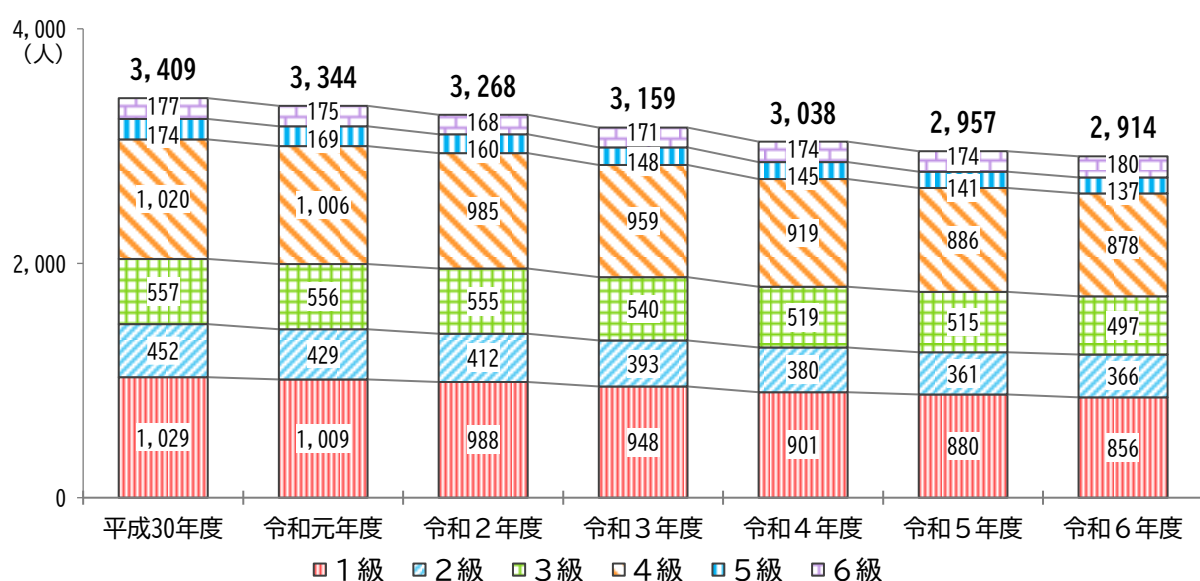
②身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数が減少傾向にあり、障害程度等級別でみると、1級から5級は10～20％程度の減少、6級は微増となっています。特に、5級は平成30年度比で約21.3％減（37人減）、2級は19.0％減（86人減）と2級、5級の減少割合が大きくなっています。

令和6年度の障害程度等級別の構成比をみると、1級が29.3％（856人）、4級が30.1％（878人）と1級と4級で約6割となっています。

年齢別でみると、18歳未満が13.2％減（5人減）、18～64歳が164人減（23.0％減）、65歳以上が12.3％減（326人減）と、減少割合としては18～64歳の減少幅が大きくなっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移



単位：人

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
合計		3,409	3,344	3,268	3,159	3,038	2,957	2,914
障害程度等級別	1級	1,029	1,009	988	948	901	880	856
	2級	452	429	412	393	380	361	366
	3級	557	556	555	540	519	515	497
	4級	1,020	1,006	985	959	919	886	878
	5級	174	169	160	148	145	141	137
	6級	177	175	168	171	174	174	180
年齢別	18歳未満	38	41	40	38	34	34	33
	18～64歳	712	689	665	615	578	562	548
	65歳以上	2,659	2,614	2,566	2,506	2,426	2,361	2,333

資料：福祉課（各年10月1日現在）

※一部の項目については、データ抽出日の違い等により、合計と内訳が一致しない。（以下同）

令和6年度の障がい種別の構成比は、肢体不自由が47.8%（1,393人）と最も高く、次いで内部障がいが35.8%（1,043人）と、この2種で全体の約8割となっています。

平成30年度から令和6年度までの人数の増減をみると、肢体不自由が20.0%減（349人減）、内部障がい11.4%減（134人減）、視覚障がい11.5%減（19人減）、その他は変動なしに微増となっています。

年齢別の構成比をみると、65歳以上の層が80.1%と最も高く、平成30年度比で2.1ポイント増加とやや増加傾向にあります。

身体障害者手帳所持者の多くを65歳以上が占めることから、高齢者施策とも連携した施策の展開が求められます。

障がい種別の身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
合計		3,409	3,344	3,268	3,159	3,038	2,957	2,914
障 が い 種 別	視覚障がい	165	165	162	161	155	152	146
	聴覚・平衡機能障がい	292	304	302	296	304	287	299
	音声・言語咀嚼機能障がい	33	33	34	35	32	31	33
	肢体不自由	1,742	1,682	1,628	1,563	1,485	1,444	1,393
	内部障がい	1,177	1,160	1,142	1,104	1,062	1,043	1,043

年齢別構成比の推移

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
年 齢 別	18歳未満	1.1%	1.2%	1.2%	1.2%	1.1%	1.1%	1.1%
	18～64歳	20.9%	20.6%	20.3%	19.5%	19.0%	19.0%	18.8%
	65歳以上	78.0%	78.2%	78.5%	79.3%	79.9%	79.8%	80.1%

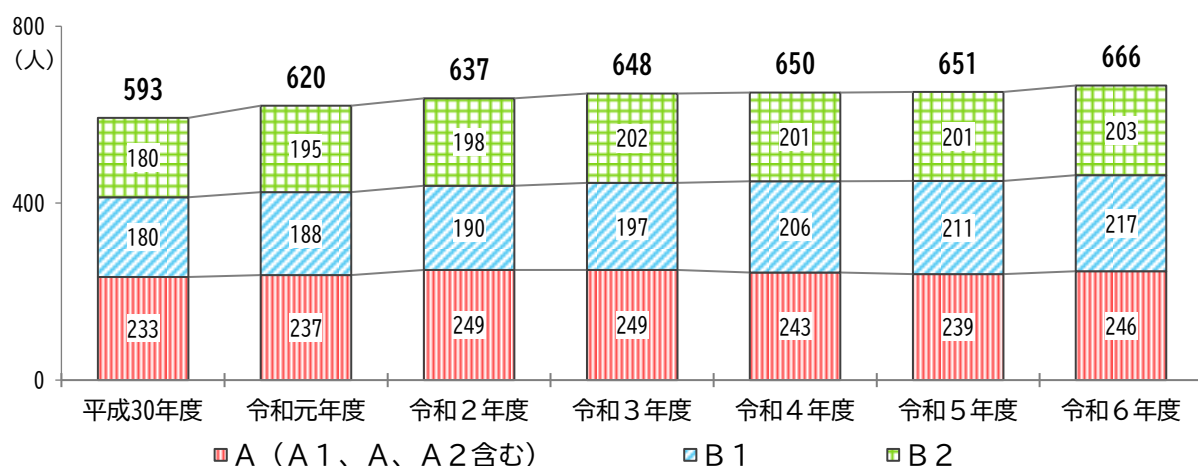
資料：福祉課（各年10月1日現在）

③療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者は増加傾向にあり、障がい程度別でみると、Aは平成 30 年度比で 5.6%増（13 人増）、B 1 は同 20.6%増（37 人増）、B 2は同 12.8%増（23 人増）と、B 1 が特に増加しています。

年齢別でみると、全ての年齢区分で増加しており、特に 18 歳未満が 19.6%増（22 人増）、65 歳以上が 36.7%増（29 人増）となっています。

■療育手帳所持者数の推移



単位：人

		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
合計		593	620	637	648	650	651	666
障がい 程度別	A	233	237	249	249	243	239	246
	B 1	180	188	190	197	206	211	217
	B 2	180	195	198	202	201	201	203
年齢別	18 歳未満	112	127	134	137	130	131	134
	18～64 歳	402	407	401	402	412	416	424
	65 歳以上	79	86	92	100	101	104	108

資料：福祉課（各年 10 月 1 日現在）

■年齢別構成比の推移

		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
年齢別	18 歳未満	18.9%	20.5%	21.0%	21.1%	20.0%	20.1%	20.1%
	18～64 歳	67.8%	65.6%	63.0%	62.0%	63.4%	63.9%	63.7%
	65 歳以上	13.3%	13.9%	14.4%	15.4%	15.5%	16.0%	16.2%

資料：福祉課（各年 10 月 1 日現在）

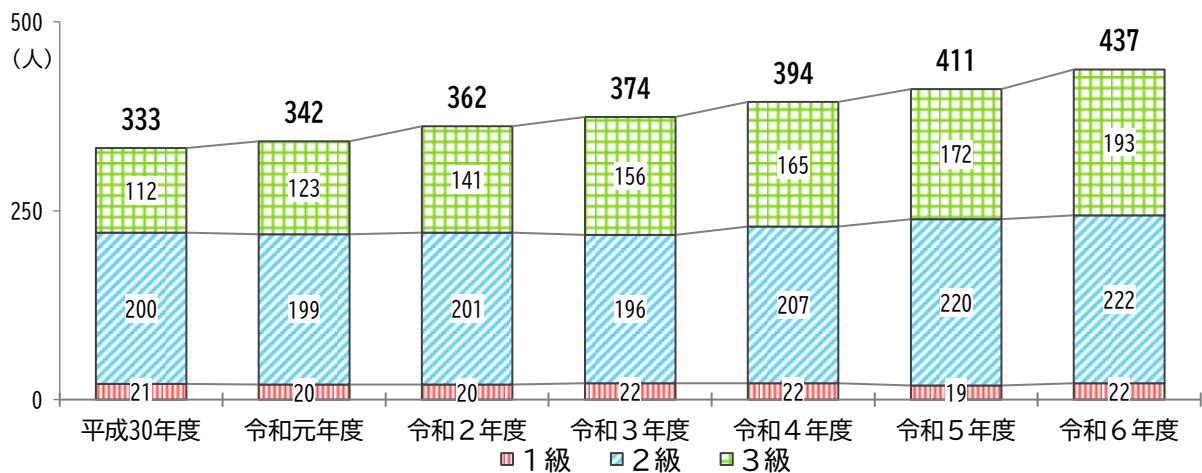
④精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者は、毎年 10～20 人台の増加となっており、特に令和 6 年度は前年度比 6.3% 増（26 人増）と大きく増加しています。

障害等級別でみると、3 級が平成 30 年度比 72.3% 増（81 人増）と大きく増加しています。

年齢別の構成比についてみると、すべての年度で 18～64 歳が 76～80% 台と、手帳所持者の中心となる層となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



単位：人

		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
合計		333	342	362	374	394	411	437
障害 等級 別	1 級	21	20	20	22	22	19	22
	2 級	200	199	201	196	207	220	222
	3 級	112	123	141	156	165	172	193
年 齢 別	18 歳未満	9	7	9	10	11	10	12
	18～64 歳	257	267	277	301	308	321	341
	65 歳以上	67	68	74	72	73	80	84

資料：福祉課（各年 10 月 1 日現在）

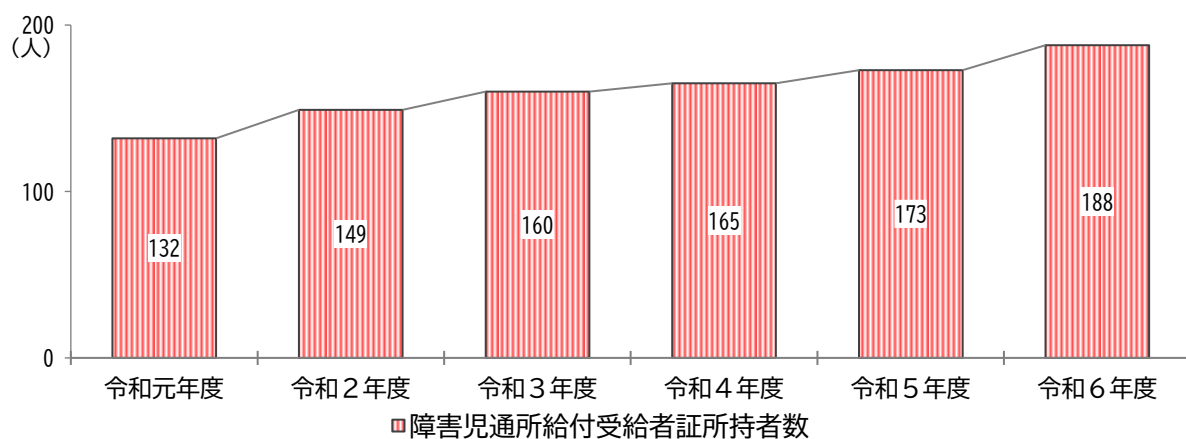
■年齢別構成比の推移

		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
年 齢 別	18 歳未満	2.7%	2.0%	2.5%	2.7%	2.8%	2.4%	2.7%
	18～64 歳	77.2%	78.1%	76.5%	80.5%	78.2%	78.1%	78.0%
	65 歳以上	20.1%	19.9%	20.4%	19.3%	18.5%	19.5%	19.2%

資料：福祉課（各年 10 月 1 日現在）

⑤障害児通所給付受給者証所持児童の状況

令和6年度の障害児通所給付受給者証の所持者数は188人と、令和元年度比で42.4%増（56人増）となっています。



単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
所持者数	132	149	160	165	173	188

資料：福祉課（各年4月1日現在）

2 障がい者・障がい児・市民アンケート調査結果

「日南市障がい者計画」の策定にあたり、障がい者・障がい児の生活の状況や必要とする支援、市民の障がい者福祉に対する考え等を把握し、計画の基礎資料とすることを目的として、アンケート調査を実施しました。

■調査の概要

調査種別	調査対象者	調査手法	回答件数
障がい者調査	日南市の障害者手帳を所持する 18歳以上の市民の中から無作為抽出	郵送による調査票 の配付 郵送による回収 及びWEBページ での回答	51.0% (331件/650件)
障がい児調査	日南市の障害児通所給付受給者証又は 障害者手帳を所持する児童及び放課後 等デイサービスを利用している児童の 保護者の中から無作為抽出		54.0% (81件/150件)
市民調査	日南市の市民の中から 無作為抽出		40.0% (80件/200件)

※回収された調査票のうち1問以上回答があったものを有効回答としました。

■調査結果閲覧上の注意

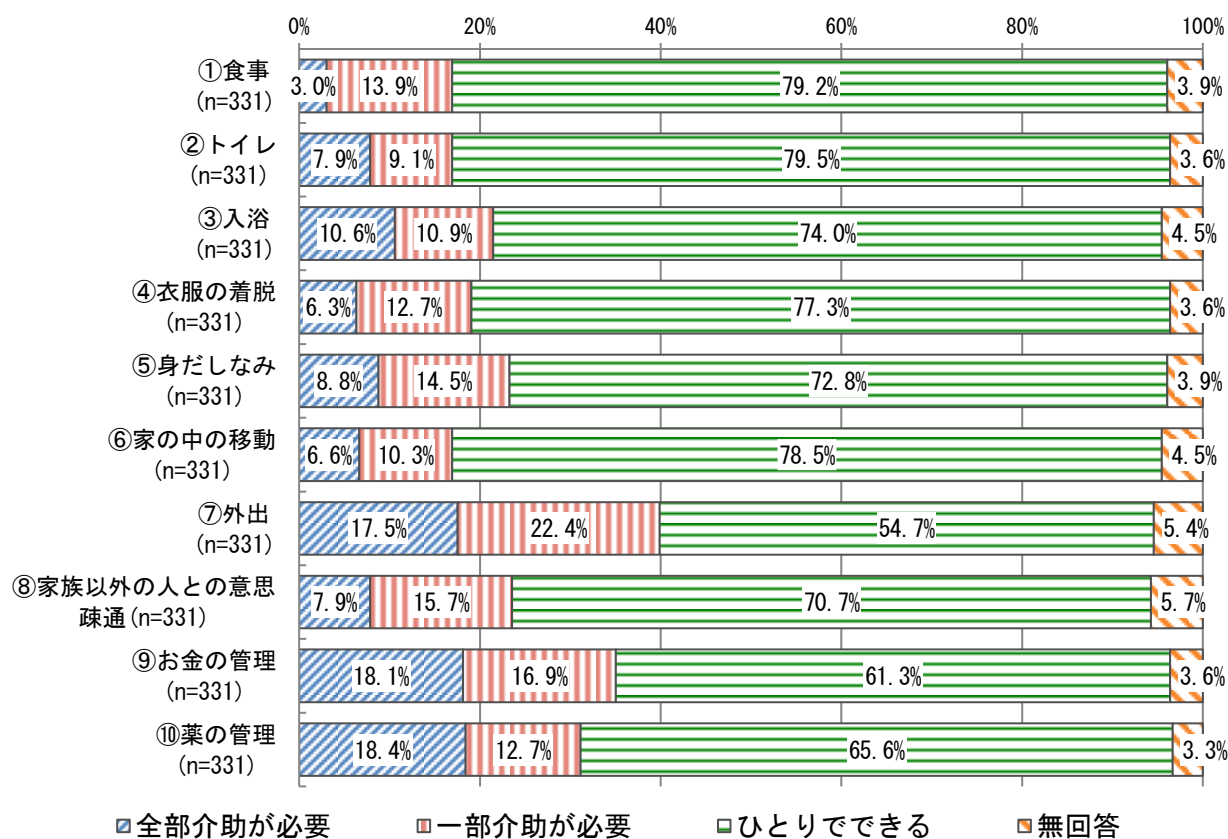
- 回答割合は百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
- 2つ以上回答が可能な設問（複数回答設問）の場合、その回答割合の合計は100%を超える場合があります。
- グラフでは、3.0%未満の項目についてはラベルを省略している場合があります。

(1) 障がい者の生活の状況

①日常生活での介助の必要性に関して、「一部介助が必要」という回答の割合は『⑦外出』が、「全部介助が必要」の割合は『⑩薬の管理』が、それぞれ最も高くなっています。

②「一部介助が必要」と「全部介助が必要」の合計についてみると、『⑦外出』が39.9%と最も高く、次いで『⑨お金の管理』が35.0%、『⑩薬の管理』が31.1%となっています。

■日常生活での介助の必要性（障がい者調査）

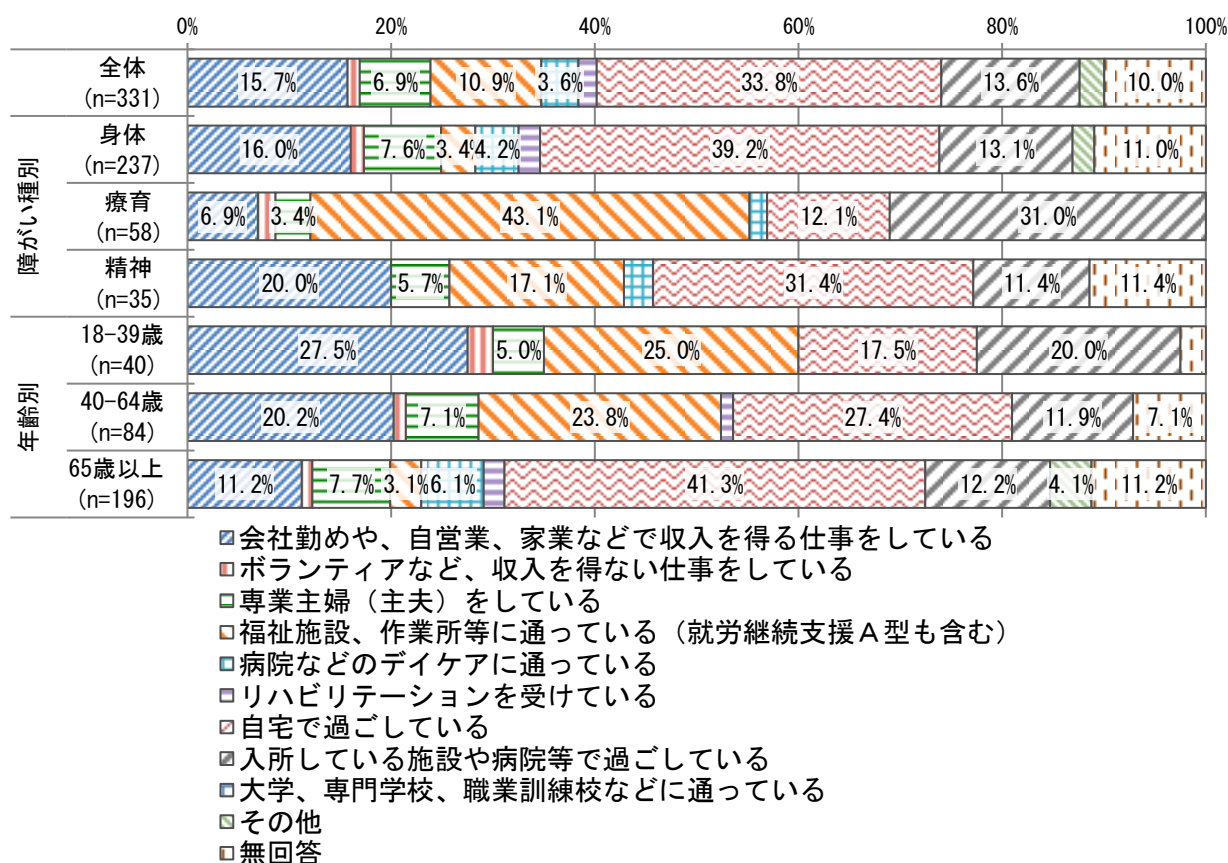


■「全部介助が必要」と「一部介助が必要」の合計

①食事	②トイレ	③入浴	④衣服の着脱	⑤身だしなみ
16.9%	17.0%	21.5%	19.0%	23.3%
⑥家の中の移動	⑦外出	⑧家族以外の人との意思疎通	⑨お金の管理	⑩薬の管理
16.9%	39.9%	23.6%	35.0%	31.1%

- ③平日日中の過ごし方に関しては、「自宅で過ごしている」が33.8%と最も高く、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」が15.7%、「入所している施設や病院等で過ごしている」が13.6%となっています。
- ④障がい種別でみると、療育（※）で「福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援A型も含む）」が43.1%と他の層と比較して特に高くなっています。
- ⑤「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」の割合については、18-39歳で27.5%、40-64歳で20.2%、65歳以上で11.2%と、主な働き手の世代にあたる18～64歳では2割台となっています。

■平日日中の過ごし方（障がい者調査）

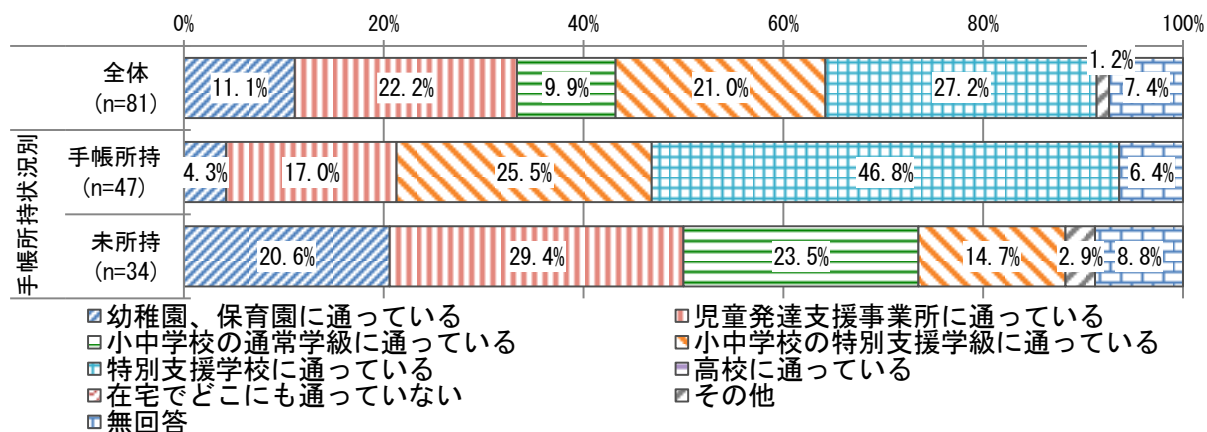


※本文及び図表中の障がい種別の「身体」は身体障害者手帳所持者を、「療育」は療育手帳所持者を、「精神」は精神障害者保健福祉手帳所持者をそれぞれ表す。

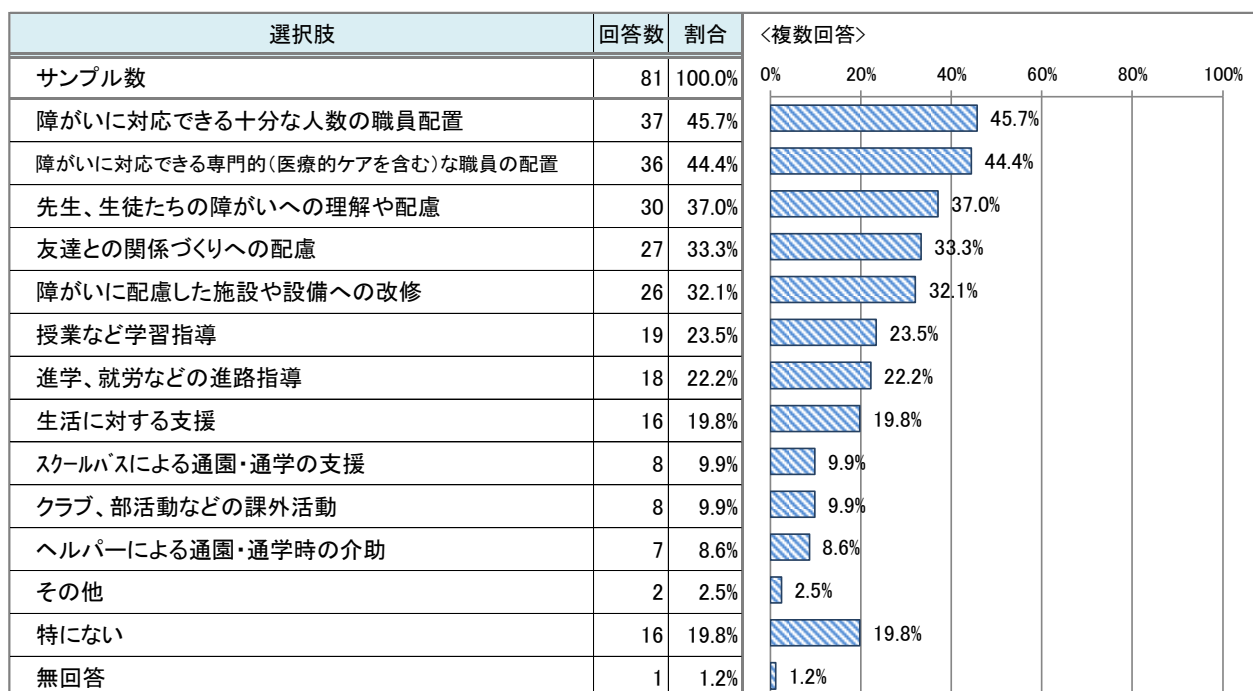
(2) 障がい児の状況

- ①平日日中の過ごし方に関しては、「特別支援学校に通っている」が27.2%と最も高く、次いで「児童発達支援事業所に通っている」が22.2%、「小中学校の特別支援学級に通っている」が21.0%となっています。
- ②手帳の所持状況別でみると、手帳所持の層（アンケート調査でいずれかの障害者手帳を所持していると回答した層）では「特別支援学校に通っている」が、未所持の層では「児童発達支援事業所に通っている」が、それぞれ最も高くなっています。
- ③こどもが利用している施設でさらに充実すべきことに関しては、「障がいに対応できる十分な人数の職員配置」が45.7%と最も高く、次いで「障がいに対応できる専門的（医療的ケアを含む）な職員の配置」が44.4%、「先生、生徒たちの障がいへの理解や配慮」が37.0%となっています。

■平日日中の過ごし方（障がい児調査）



■こどもが利用している施設でさらに充実すべきこと（障がい児調査）



④こどもについて悩んでいることに関しては、「お子さんの将来の生活設計について」が70.4%と最も高く、次いで「対人関係等コミュニケーションについて」が59.3%、「学習面について」が55.6%となっています。

⑤こどもの年齢別でみると、0-5歳では、「言語発達について」、「対人関係等コミュニケーションについて」、「就園・就学について」といった発育・発達や園・学校での生活に関する事項が上位となっています。

6歳以上の層では「お子さんの将来の生活設計について」がすべての層で2位以上、「親亡き後について」が6-8歳の層で3位、12-17歳の層で1位と、こどもの長期的な将来設計に関する事項が上位に挙がっています。

■こどもについて悩んでいること（障がい児調査）

選択肢	回答数	割合	＜複数回答＞
サンプル数	81	100.0%	0% 20% 40% 60% 80% 100%
お子さんの将来の生活設計について	57	70.4%	70.4%
対人関係等コミュニケーションについて	48	59.3%	59.3%
学習面について	45	55.6%	55.6%
言語発達について	42	51.9%	51.9%
多動や衝動性等の行動について	39	48.1%	48.1%
精神面での発達について	37	45.7%	45.7%
就園・就学について	35	43.2%	43.2%
園生活・学校生活について	33	40.7%	40.7%
社会参加・地域参加について	25	30.9%	30.9%
健康・医療について	22	27.2%	27.2%
身体面での発達について	19	23.5%	23.5%
通園時・通学時の移動手段について	16	19.8%	19.8%
運動面での発達について	14	17.3%	17.3%
交通の便について	11	13.6%	13.6%
リハビリテーションについて	8	9.9%	9.9%
無回答	0	0.0%	0.0%

■【こどもの年齢別】こどもに関して悩んでいること 上位1～3位

区分	1位	2位	3位
0-5歳	言語発達について	対人関係等コミュニケーションについて	就園・就学について
6-8歳	学習面について お子さんの将来の生活設計について (同順)		親亡き後について
9-11歳	お子さんの将来の生活設計について	学習面について	対人関係等コミュニケーションについて
12-17歳	親亡き後について	お子さんの将来の生活設計について	対人関係等コミュニケーションについて

⑥保護者自身について悩んでいることに関しては、家庭生活関連の「お子さんやほかの家族のこと」が最も高く、就労・経済生活関連の「就職や仕事のこと」、「経済的なこと」が2～3位となっています。

⑦障がい児のきょうだいについて悩んでいることに関しては、「親亡き後に、きょうだいに負担がかかってしまわないか心配」が1位となっており、こどもについて悩んでいること（P19）と同様に将来についての事項が最も高くなっています。

⑧また、「我慢をさせてしまっている」と「十分に時間をかけることができない」という、きょうだいのケアに関する事項が2～3位となっています。

⑨障がい児が地域で生活するために必要なこととしては、地域理解関連の「地域の人たちが障がいについて理解してくれること」、自立への支援関連の「自立を目指した身体機能や生活能力の向上を行うサービスが利用しやすいこと」、「専門的な知識のある人に相談や助言が受けられること」の3項目がそれぞれ5割台と特に高くなっています。

■保護者自身や障がい児のきょうだいについて悩んでいること 上位1～3位（障がい児調査）

区分	1位	2位	3位
保護者自身	お子さんや ほかの家族のこと	就職や仕事のこと	経済的なこと
きょうだい	親亡き後に、きょうだいに負担がかかってしまわないか心配	我慢を させてしまっている	十分に時間を かけることができない

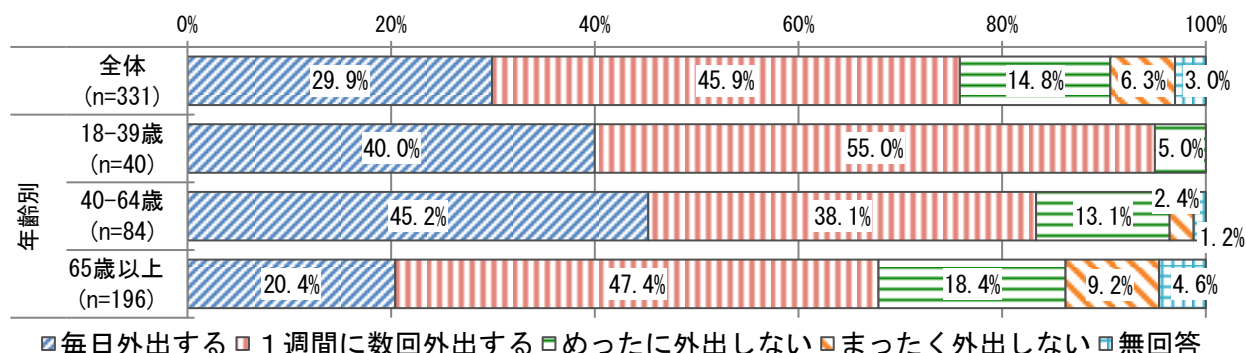
■障がい児が地域で生活するために必要なこと（障がい児調査）

選択肢	回答数	割合	＜複数回答＞
サンプル数	81	100.0%	0% 20% 40% 60% 80% 100%
地域の人たちが障がいについて理解してくれること	47	58.0%	58.0%
自立を目指した身体機能や生活能力の向上を行うサービスが利用しやすいこと	44	54.3%	54.3%
専門的な知識のある人に相談や助言が受けられること	44	54.3%	54.3%
福祉サービス事業所に支払う金額が軽減されること	28	34.6%	34.6%
障がい者に適した住居が確保されること	22	27.2%	27.2%
在宅の福祉サービスが利用しやすいこと	20	24.7%	24.7%
在宅で医療的ケアが受けられること	6	7.4%	7.4%
手話通訳や点字、代筆などのコミュニケーション支援が利用しやすいこと	5	6.2%	6.2%
その他	3	3.7%	3.7%
特にない	8	9.9%	9.9%
無回答	1	1.2%	1.2%

(3) 外出時の課題

- ①外出の状況に関しては、「毎日外出する」が29.9%、「1週間に数回外出する」が45.9%、「めったに外出しない」が14.8%、「まったく外出しない」が6.3%となっています。
- ②年齢別でみると、年齢層が高いほど1週間に数回以上外出する人（「毎日外出する」+「1週間に数回外出する」）の割合が低くなっています。
- ③外出の目的に関しては、「買い物に行く」が62.0%と最も高く、次いで「医療機関への受診」が53.7%、「通勤・通学・通所」が43.7%、その他の項目が20%以下と、上位3項目に回答が集中しています。（図表省略）
- ④「まったく外出しない」と回答した人のその理由については、「手助けしてくれる人がいないため」、「常に医療的な処置が必要のため」、「その他（障がい重い、入院・入所中 など）」の3項目がそれぞれ約3割となっています。（図表省略）
- ⑤外出時に困ることに関しては、「特にない」が34.4%と最も高くなっています。困ることの内容としては、「公共交通機関が少ない（ない）」が28.1%、「外出にお金がかかる」が16.3%、「困った時にどうすればいいのか心配」が15.4%の順となっています。
- ⑥困ることの内容を障がい種別でみると、身体と精神では全体と同じ「公共交通機関が少ない（ない）」が最も高く、療育では「困った時にどうすればいいのか心配」が最も高くなっています。

■外出の状況（障がい者調査）



■【障がい種別】外出時に困ること 上位1～3位及び「特にない」

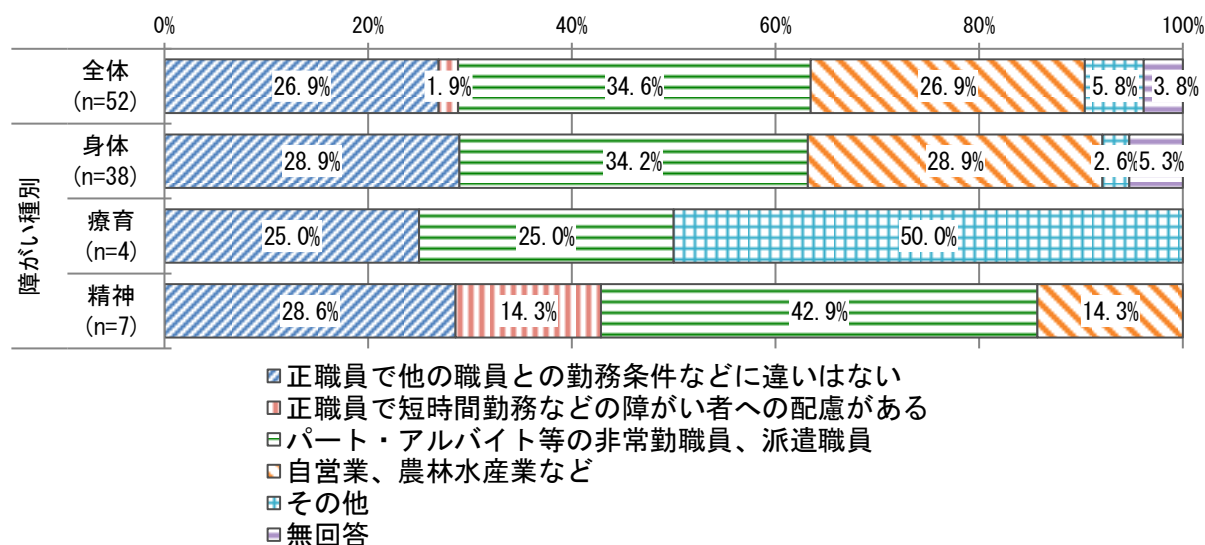
区分	1位	2位	3位	特にない
全体	公共交通機関が少ない（ない） 28.1%	外出にお金がかかる 16.3%	困った時にどうすればいいのか心配 15.4%	34.4%
身体障害者手帳所持者	公共交通機関が少ない（ない） 24.5%	道路や駅に階段や段差が多い 16.9%	外出にお金がかかる 16.0%	36.3%
療育手帳所持者	困った時にどうすればいいのか心配 34.5%	公共交通機関が少ない（ない） 27.6%	列車やバスの乗り降りが困難 20.7%	37.9%
精神障害者保健福祉手帳所持者	公共交通機関が少ない（ない） 40.0%	外出にお金がかかる 28.6%	周囲の目が気になる 25.7%	14.3%

(4) 就労に関する状況と課題

①就労形態に関しては、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が34.6%と最も高く、次いで「正職員で他の職員との勤務条件などに違いはない」と「自営業、農林水産業など」が26.9%、「その他」が5.8%となっています。

②就労に関する課題については「特になし」が44.2%と最も高く、課題の内容については「収入が少ない」が38.5%、その他の項目が16%未満となっており、課題が「収入が少ない」に集中しています。

■就労形態（障がい者調査 現在就労している人のみ）

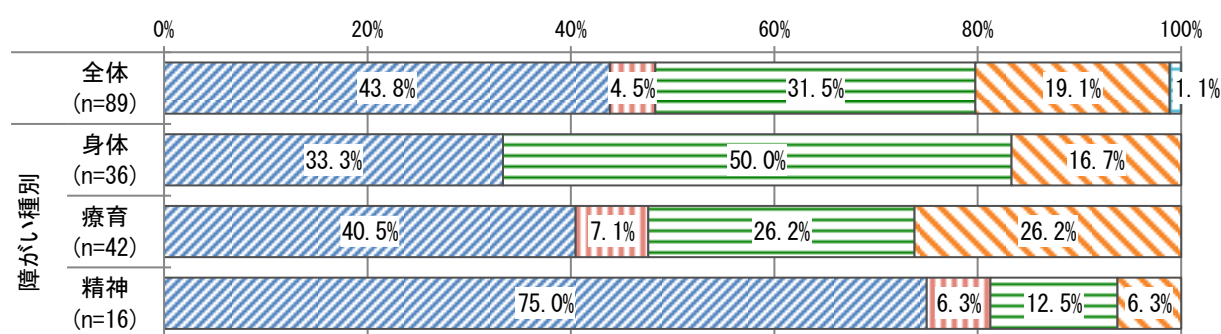


■就労に関する課題（障がい者調査 現在就労している人のみ）

選択肢	回答数	割合	<複数回答>					
サンプル数	52	100.0%	0%	20%	40%	60%	80%	100%
収入が少ない	20	38.5%	38.5%					
就労時間や仕事内容の負担が大きい	8	15.4%	15.4%					
職場の設備に不備がある	5	9.6%	9.6%					
人間関係がうまくいかない	5	9.6%	9.6%					
通勤が大変である	3	5.8%	5.8%					
職場や仕事に将来性がない	3	5.8%	5.8%					
健康保険・厚生年金などが無い	2	3.8%	3.8%					
技術や能力が生かせない	1	1.9%	1.9%					
その他	4	7.7%	7.7%					
特になし	23	44.2%	44.2%					
無回答	1	1.9%	1.9%					

- ③今後の就労意向に関しては、「仕事をしたい」が43.8%、「仕事をしたくない」が4.5%、「障がいなどのため仕事ができない」が31.5%、「わからない」が19.1%となっています。
- ④障がい種別でみると精神で「仕事をしたい」が75.0%と特に高くなっています。
- ⑤「仕事をしたくない」、「障がいなどのため仕事ができない」と回答した人のその理由としては、「病気・障がい重い」が75.0%と特に高く、次いで「自分にあった仕事がない」が28.1%、「受け入れてくれる職場がない」が21.9%となっています。（図表省略）
- ⑥就労したい分野については、「ものづくり分野」が、就労形態については「パート・アルバイトなど」と「就労継続支援B型」が、それぞれ最も高くなっています。

■今後の就労意向（障がい者調査 現在就労していない18～64歳の人のみ）



■仕事をしたい ■仕事をしたくない ■障がいなどのため仕事ができない ■わからない ■無回答

■希望する就労分野（障がい者調査 仕事をしたい人のみ）

区分	1位	2位	3位
全体	ものづくり分野	その他	テレワーク・在宅可能な分野、接客・販売・サービス分野（同順）
身体障害者手帳所持者	接客・販売・サービス分野	事務などオフィスワーク分野	テレワーク・在宅可能な分野、その他（同順）
療育手帳所持者	ものづくり分野	接客・販売・サービス分野	農林水産業分野、その他（同順）
精神障害者保健福祉手帳所持者	テレワーク・在宅可能な分野	ものづくり分野、その他（同順）	

■希望する就労形態（障がい者調査 仕事をしたい人のみ）

区分	1位	2位	3位
全体	パート・アルバイトなど、就労継続支援B型（同順）	就労継続支援B型	正社員・正規職員、就労支援継続A型（同順）
身体障害者手帳所持者	パート・アルバイトなど	正社員・正規職員	就労継続支援B型
療育手帳所持者	就労継続支援B型	就労支援継続A型	正社員・正規職員、パート・アルバイトなど（同順）
精神障害者保健福祉手帳所持者	パート・アルバイトなど	就労支援継続A型、就労継続支援B型（同順）	

⑦保護者が希望するこどもの進路に関しては、上位5項目のうち4項目が、就労関連となっています。（「障がい者の雇用が多い事業所での就労」、「指導員の指導を受けながら働ける事業所」、「企業等での一般就労」、「一般就労に向けた支援を受けられる施設」）

⑧市民が考える障がい者の就労支援として必要なことに関しては、「障がいに対する職場の理解」が81.3%と最も高く、次いで「基礎的な作業能力や仕事の知識・技術を習得する就労訓練」が55.0%、「勤務場所におけるバリアフリー等の配慮」が47.5%となっています。

■保護者が希望するこどもの進路（障がい児調査）

選択肢	回答数	割合	<複数回答>					
サンプル数	81	100.0%	0%	20%	40%	60%	80%	100%
障がい者の雇用が多い事業所での就労	26	32.1%	32.1%					
指導員の指導を受けながら働ける事業所	26	32.1%	32.1%					
自立に向けた訓練ができる施設への通所	26	32.1%	32.1%					
企業等での一般就労	24	29.6%	29.6%					
一般就労に向けた支援を受けられる施設	18	22.2%	22.2%					
大学や専門学校への進学	13	16.0%	16.0%					
レクリエーションや創作活動の施設への通所	10	12.3%	12.3%					
自宅でできる仕事をしたい	7	8.6%	8.6%					
職業訓練校への入学	6	7.4%	7.4%					
施設などへ入所したい	6	7.4%	7.4%					
身体機能訓練ができる施設への通所	4	4.9%	4.9%					
就労等の希望はない	4	4.9%	4.9%					
その他	6	7.4%	7.4%					
無回答	0	0.0%	0.0%					

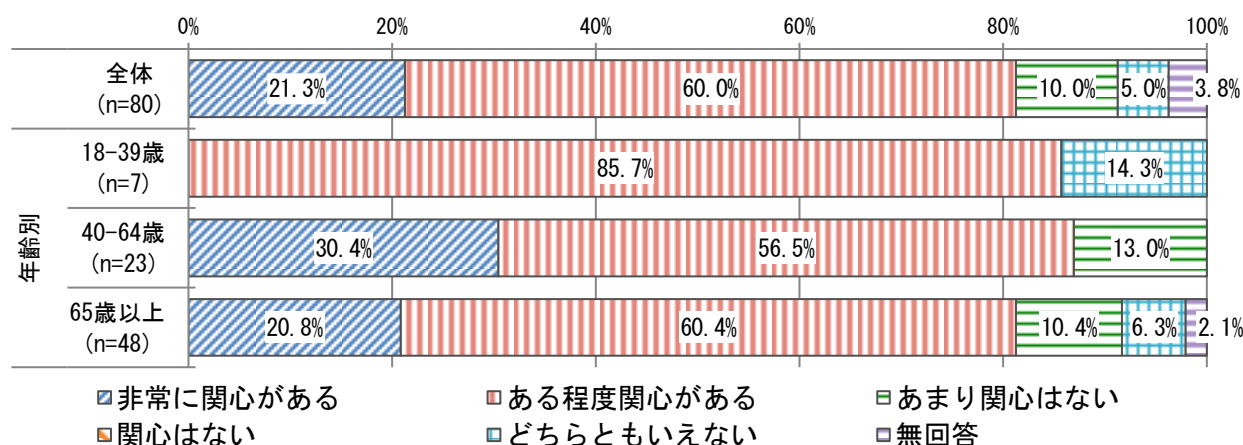
■障がい者の就労支援として必要なこと（市民調査）

選択肢	回答数	割合	<複数回答>					
サンプル数	80	100.0%	0%	20%	40%	60%	80%	100%
障がいに対する職場の理解	65	81.3%	81.3%					
基礎的な作業能力や仕事の知識・技術を習得する就労訓練	44	55.0%	55.0%					
勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	38	47.5%	47.5%					
職場での介助や援助等の充実	35	43.8%	43.8%					
就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	35	43.8%	43.8%					
短時間勤務や勤務日数等の配慮	33	41.3%	41.3%					
仕事についての相談支援	29	36.3%	36.3%					
通勤手段の確保	28	35.0%	35.0%					
在宅勤務の拡充	14	17.5%	17.5%					
わからない・特になし	3	3.8%	3.8%					
その他	2	2.5%	2.5%					
無回答	1	1.3%	1.3%					

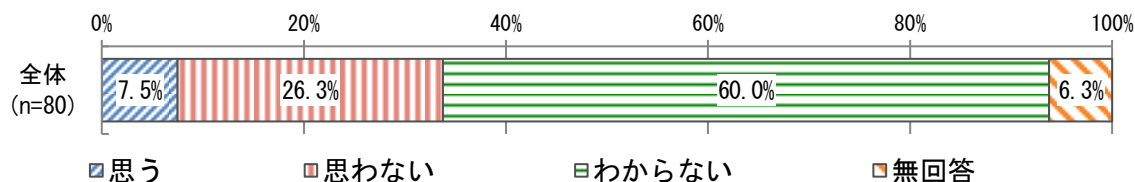
(5) 市民の意識

- ①障がい者福祉への関心については、「非常に関心がある」が21.3%、「ある程度関心がある」が60.0%と、福祉に関心がある層が約8割となっています。また、「あまり関心はない」が10.0%となっています。
- ②年齢別でみると、18-39歳の層で「非常に関心がある」が0.0%となっています。
- ③福祉に関心がある人のその理由としては、「自分の身内や近所、知り合いに障がいのある人がいる（いた）」、「まちなかやテレビなどで障がいのある人のことをよく目にする」、「保健・医療・福祉・教育に関係する職業についている（ついていた）」が上位1～3位となっており、障がい者との接点や目にする機会があることが主な理由となっています。（図表省略）
- ④障がい者にとって気軽に社会参加しやすいまちだと思うかに関しては、「思う」が7.5%、「思わない」が26.3%と、「思わない」が「思う」を18.8ポイント上回っています。
- ⑤障がい者にとって暮らしやすいまちだと思うかに関しては、「とても暮らしやすい」と「どちらかという暮らしやすい」の合計が21.3%、「どちらかという暮らしにくい」と「暮らしにくい」の合計が30.1%となっています。

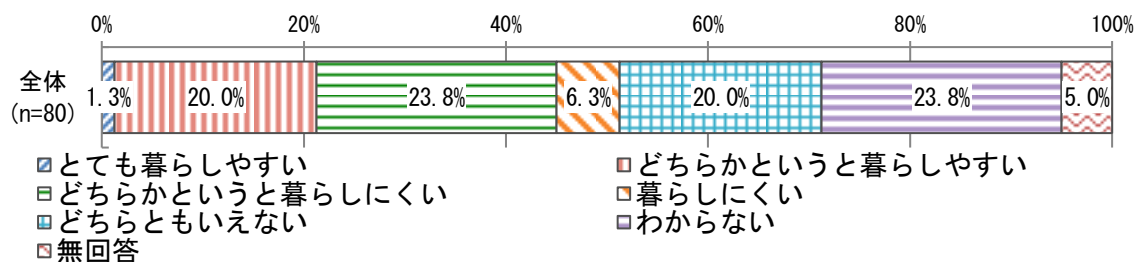
■障がい者福祉への関心（市民調査）



■障がい者にとって気軽に社会参加しやすいまちだと思うか（市民調査）

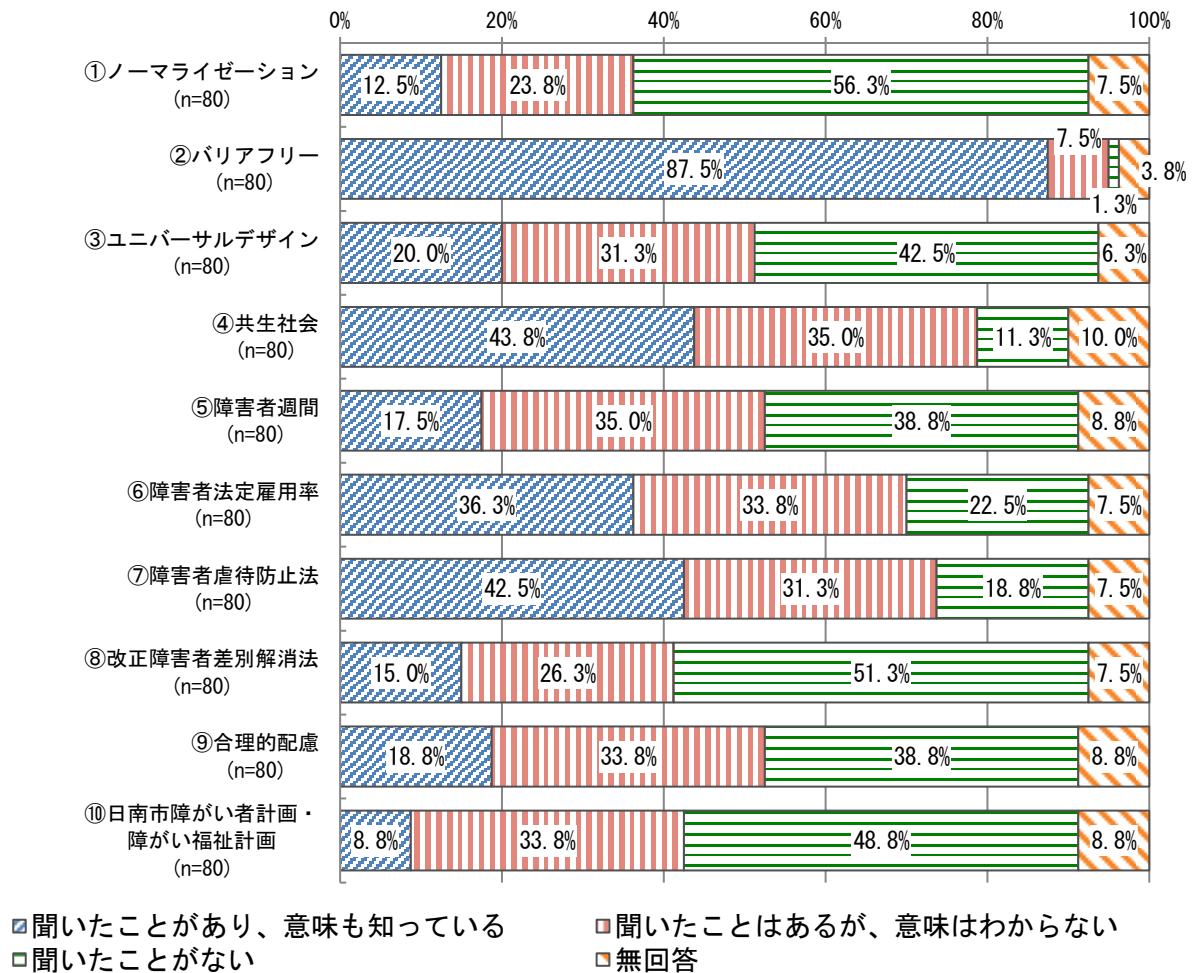


■障がい者にとって暮らしやすいまちだと思うか（市民調査）



⑥障がい者福祉関連の単語の認知度に関して、『聞いたことがあり、意味も知っている』と回答した割合についてみると「②バリアフリー」が87.5%と最も高く、次いで「④共生社会」が43.8%、「⑦障害者虐待防止法」が42.5%となっています。また、「⑩日南市障がい者計画・障がい福祉計画」が8.8%と最も低くなっています。

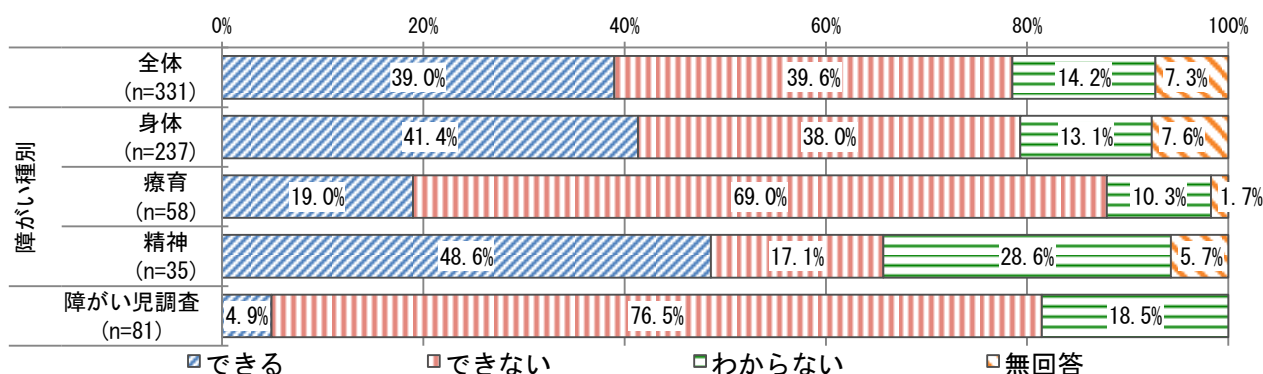
■障がい者福祉関連の単語の認知度（市民調査）



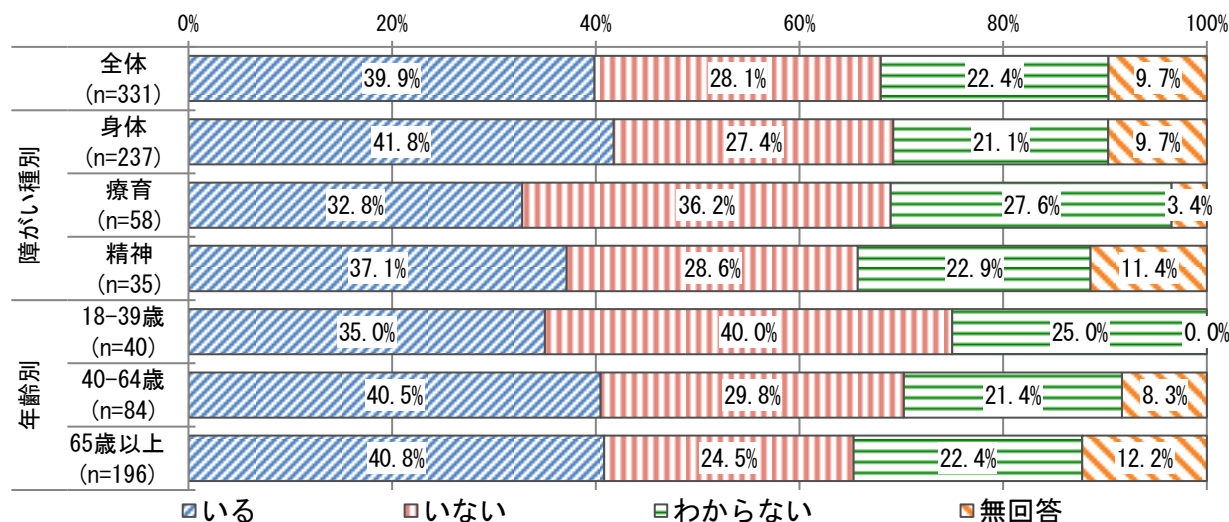
(6) 災害時の課題

- ①災害時に一人で避難できるかに関しては、障がい者調査全体では「できる」が39.0%、障がい児調査では「できる」が4.9%となっています。
- ②療育では「できない」が約7割、精神では「わからない」が約3割となっており、災害時の避難支援の体制整備や、避難方法の周知・避難訓練など災害時に速やかに避難できるよう事前の備えが求められます。
- ③障がい者が避難できない理由としては、「支援者・介助者がいないと移動できない」が約8割と最も高くなっています。また、次いで「一人で判断や行動することが難しい」が約5割、「避難についての情報が把握できない」、「避難所が分からないため」、「パニックを起こしてしまうため」の3項目が約3割と、理由が多岐にわたります。(図表省略)
- ④障がい児が避難できない理由としては、「一人で判断や行動することが難しい」が96.8%となっています。(図表省略)
- ⑤家族が不在の場合や一人暮らしの場合に避難を助けてくれる人の有無に関しては、「いる」が39.9%、「いない」が28.1%、「わからない」が22.4%となっています。障がい種別でみると療育で「いない」が36.2%、年齢別でみると18-39歳で「いない」が40.0%と、他の層と比較してやや高くなっています。

■災害時に一人で避難できるか（障がい者調査 障がい児調査）



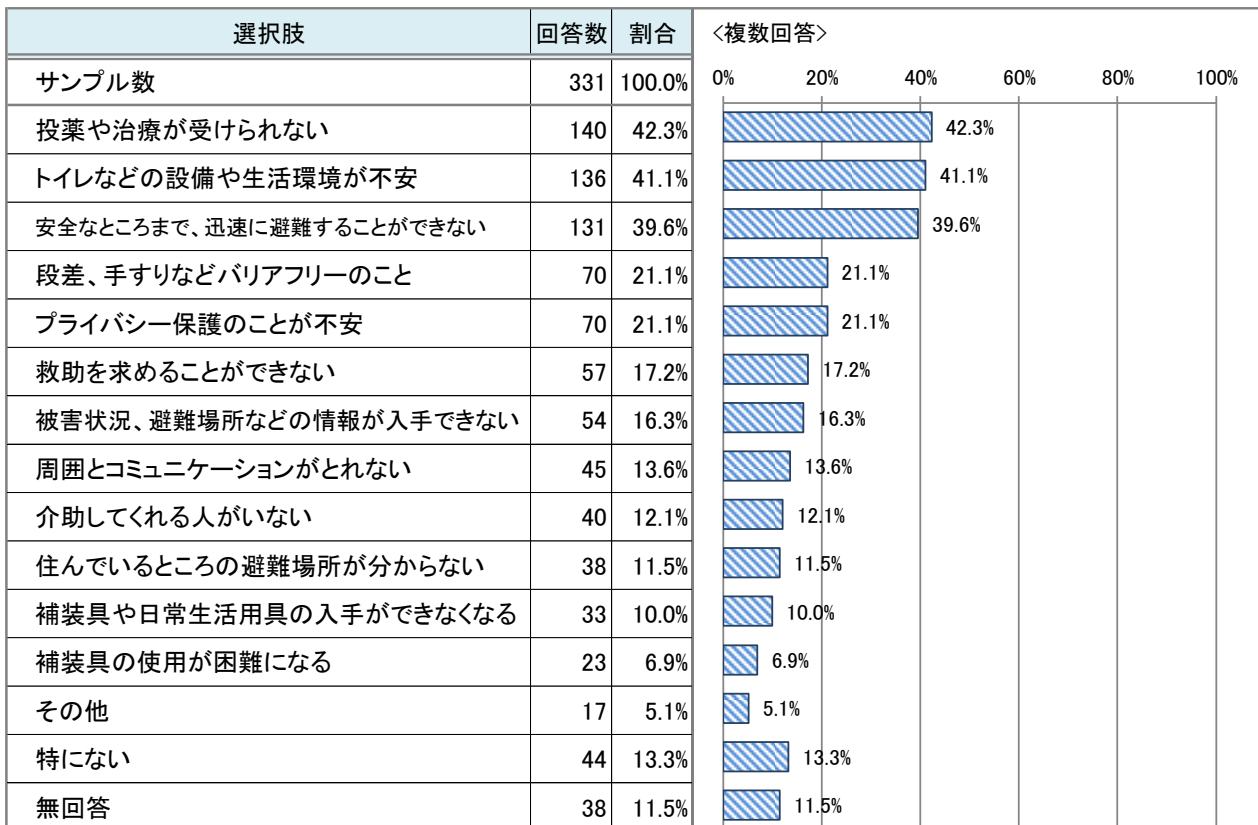
■家族が不在の場合や一人暮らしの場合に避難を助けてくれる人の有無（障がい者調査）



⑥災害時の課題に関しては、「投薬や治療が受けられない」、「トイレなどの設備や生活環境が不安」、「安全なところまで、迅速に避難することができない」の3項目が約4割となっており、4位以下の項目と比較して特に高くなっています。

⑦障がい種別でみると、療育では、救助を求めることやコミュニケーション及び情報収集、精神ではプライバシー保護といった災害時の対人面についても上位となっています。

■災害時の課題（障がい者調査）



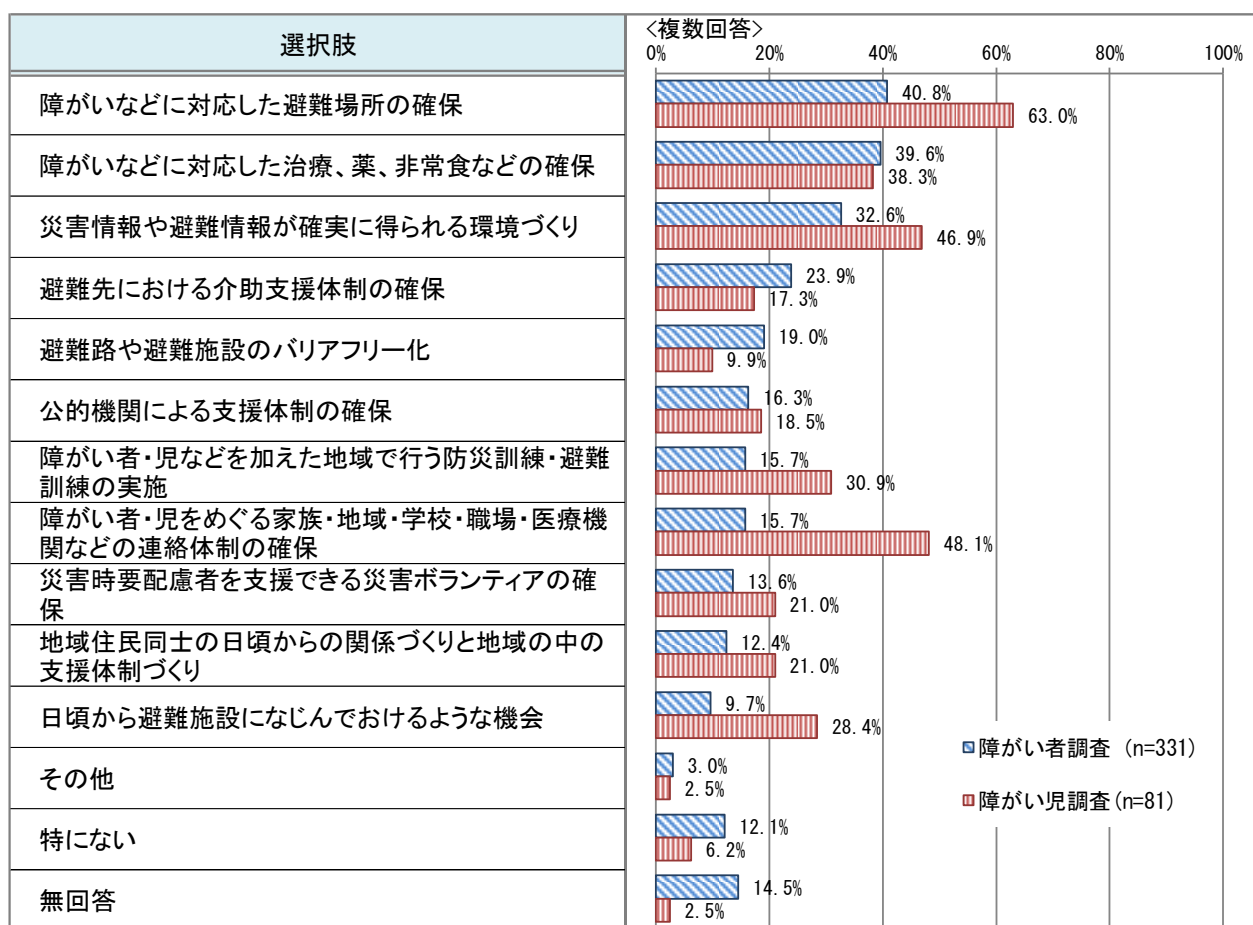
■【障がい種別】災害時の課題 上位1～3位

区分	1位	2位	3位
身体障害者 手帳所持者	トイレなどの設備や 生活環境が不安	投薬や治療が 受けられない	安全なところまで、迅速に 避難することができない
療育手帳所持者	安全なところまで、迅速に 避難することができない	トイレなどの設備や 生活環境が不安	救助を求めることができない 被害状況、避難場所などの 情報が入手できない 周囲とコミュニケーションが とれない (同順)
精神障害者保健 福祉手帳所持者	投薬や治療が受けられない	トイレなどの設備や生活環境が不安 プライバシー保護のことが不安 (同順)	

⑧災害時に必要な支援に関しては、障がい者調査、障がい児調査ともに「障がいなどに対応した避難場所の確保」が最も高くなっています。

⑨障がい者調査と障がい児調査を比較すると、障がい児調査では「障がい者・児などを加えた地域で行う防災訓練・避難訓練の実施」、「障がい者・児をめぐる家族・地域・学校・職場・医療機関などの連絡体制の確保」、「日頃から避難施設になじんでおけるような機会」といった地域等との連携や訓練等に関する事項の割合が高くなっています。

■災害時に必要な支援（障がい者調査）



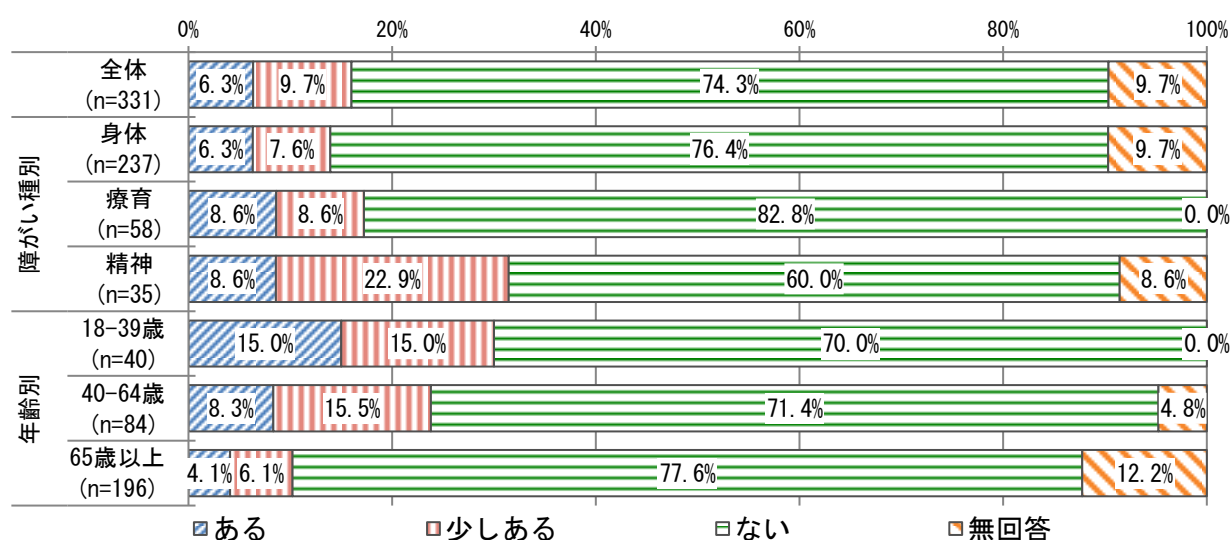
■【障がい種別】災害時に必要な支援 上位1～3位

区分	1位	2位	3位
身体障害者 手帳所持者	障がいなどに対応した 避難場所の確保	障がいなどに対応した 治療、薬、非常食などの確保	災害情報や避難情報が確実に 得られる環境づくり
療育手帳所持者	障がいなどに対応した 避難場所の確保	災害情報や避難情報が確実に 得られる環境づくり	障がいなどに対応した 治療、薬、非常食などの確保
精神障害者保健 福祉手帳所持者	障がいなどに対応した 治療、薬、非常食など の確保	災害情報や避難情報が確実に得られる環境づくり 障がいなどに対応した避難場所の確保 特にない (同順)	

(7) 障がい者差別について

- ①この1年間に障がいがあることで差別を受けた経験の有無に関しては、「ある」が6.3%、「少しある」が9.7%、「ない」が74.3%となっています。
- ②「差別を受けた経験が「ある」と「少しある」の合計についてみると、全体では16.0%となっています。また、障がい種別では精神で31.5%と他の障がい種と比較して高く、年齢別でみると、年齢層が低いほど「ある」と「少しある」の合計が高くなっています。

■この1年間に障がいがあることで差別を受けた経験の有無（障がい者調査）



■差別を受けた経験が「ある」と「少しある」の合計

全体	障がい種別			年齢別		
	身体	療育	精神	18-39歳	40-64歳	65歳以上
16.0%	13.9%	17.2%	31.5%	30.0%	23.8%	10.2%

③こどもに障がいがあることで差別を受けた経験の有無に関しては、「よくある」が8.6%、「少しある」が46.9%、「ほとんどない」が34.6%、「ない」が6.2%となっています。

④手帳の所持状況別でみると、「よくある」の割合が手帳所持の層では14.9%、未所持の層では0.0%と大きな差が見られます。

⑤差別を受けた場所としては「小売店・飲食店」が51.1%、差別の内容としては「偏見を感じるような対応をされた（仲間はずれにされた、付添人しか相手にされなかった など）」が66.7%となっており、それぞれ他の項目を20ポイント以上上回り、最も高くなっています。

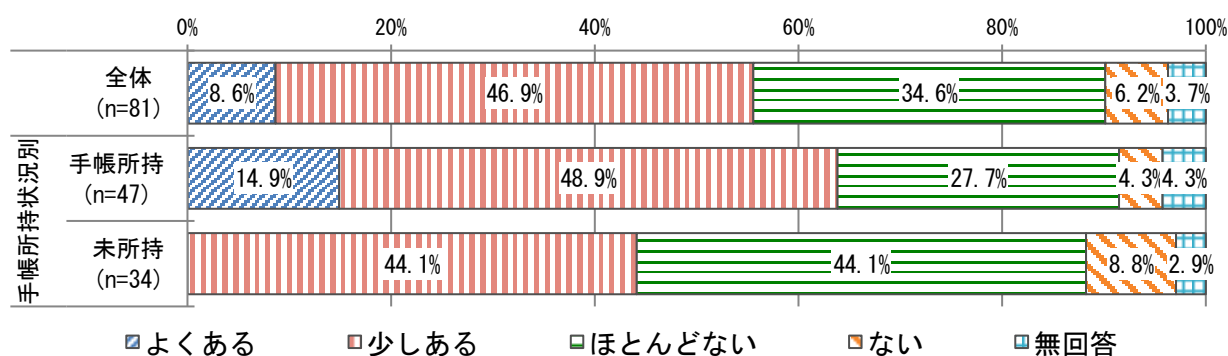
（図表省略）

⑥こどもに対する配慮で良かった経験については、「よくある」が39.5%、「少しある」が45.7%、「ない」が8.6%となっています。

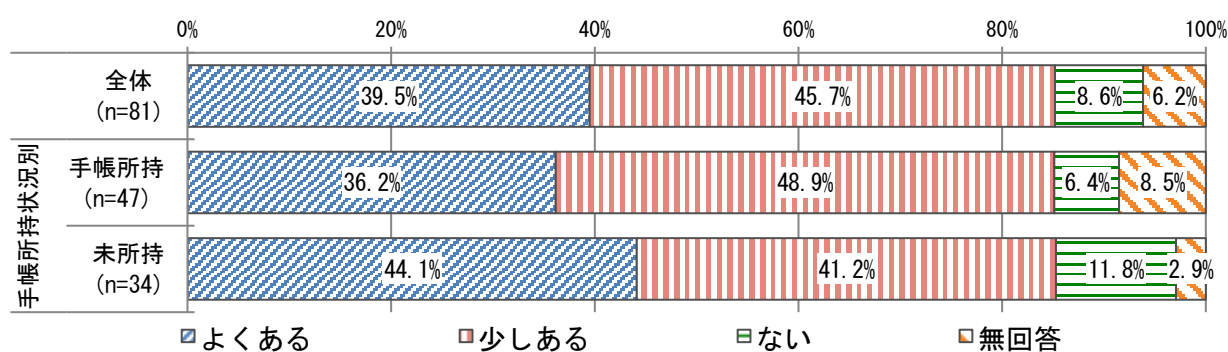
⑦配慮を受けた場所としては、「園や学校」が81.2%、「病院などの医療機関」が50.7%、その他の項目が2割以下と上位1～2位に回答が集中しています。（図表省略）

⑧配慮の内容としては、「障がいの有無に関わらず同様の対応してくれた」が66.7%と最も高く、次いで「困っているときに声をかけてくれた」が46.4%、「障がいの特性について正しく理解してくれた」が43.5%となっています。（図表省略）

■こどもに障がいがあることで差別を受けた経験の有無（障がい児調査）



■こどもに対する配慮で良かった経験の有無（障がい児調査）



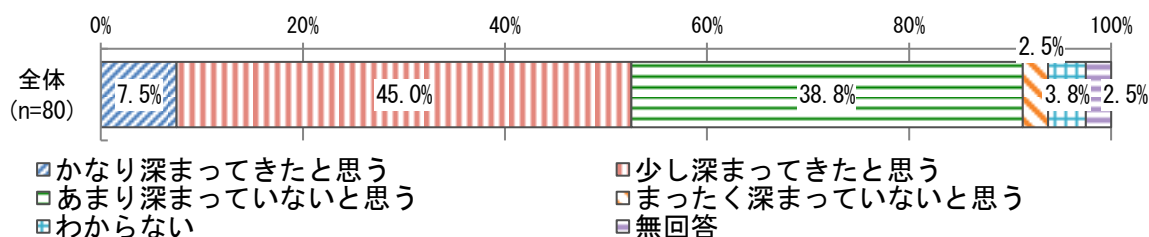
⑨障がい者への市民の理解に関しては、深まってきたと思う人の割合が 52.5%（「かなり深まってきたと思う」＋「少し深まってきたと思う」の合計）、深まっていないと思う人の割合が 41.3%（「あまり深まっていないと思う」＋「まったく深まっていないと思う」と、深まってきたと思う人の割合が 11.2 ポイント上回っているものの、深まっていないと思う人も約 4 割存在することから、今後も障がい者理解の促進が求められます。

⑩日南市全体での障がい者への差別の有無に関しては、「あると思う」と「少しあると思う」の合計が 63.8%と半数以上となっています。

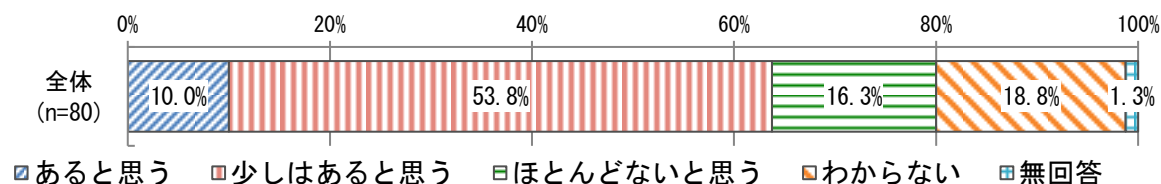
⑪市民調査では、障がい者と接する機会が月に数回以上ある人が 46.4%となっています。接する機会としては「仕事で障がいのある人に接している」が 37.5%、「家族に障がいのある人がいる」が 33.3%、その他の項目が 15%未満と上位 2 項目に回答が集中しています。（図表省略）

⑫市民調査では、障がい者ボランティアの参加経験がある人が 10.0%、興味がある層が 53.8%となっており、興味がある層が参加するために必要なこととしては、気軽に参加できる雰囲気や参加方法・活動内容の説明や情報、時間の余裕などが挙げられます。（図表省略）

■障がい者への市民の理解（市民調査）



■日南市全体での障がい者への差別の有無（市民調査）

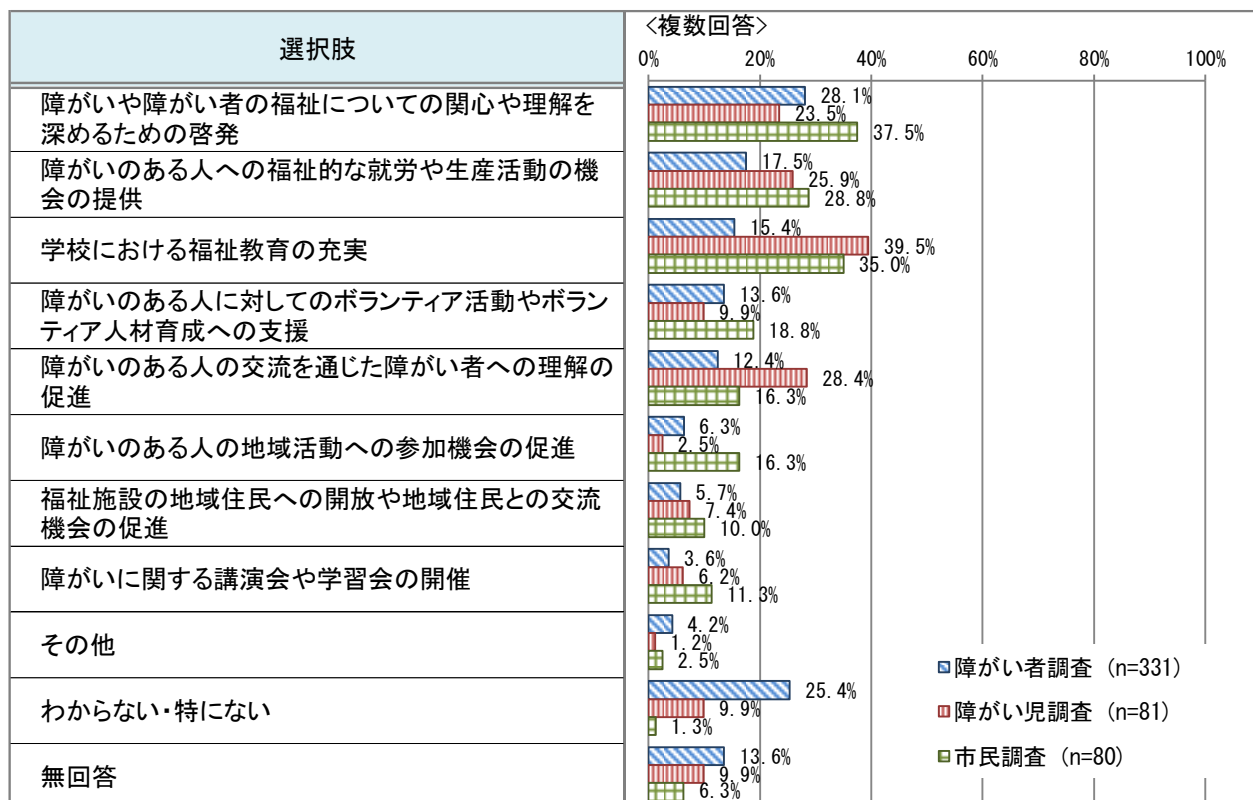


(8) 日南市の障がい者施策について

- ①市民の障がいへの理解を深めるために必要なことに関しては、障がい者調査と市民調査では「障がいや障がい者の福祉についての関心や理解を深めるための啓発」が、障がい児調査では「学校における福祉教育の充実」が、それぞれ最も高くなっています。

■市民の障がいへの理解を深めるために必要なこと

(障がい者調査、障がい児調査、市民調査 2つまで選択)



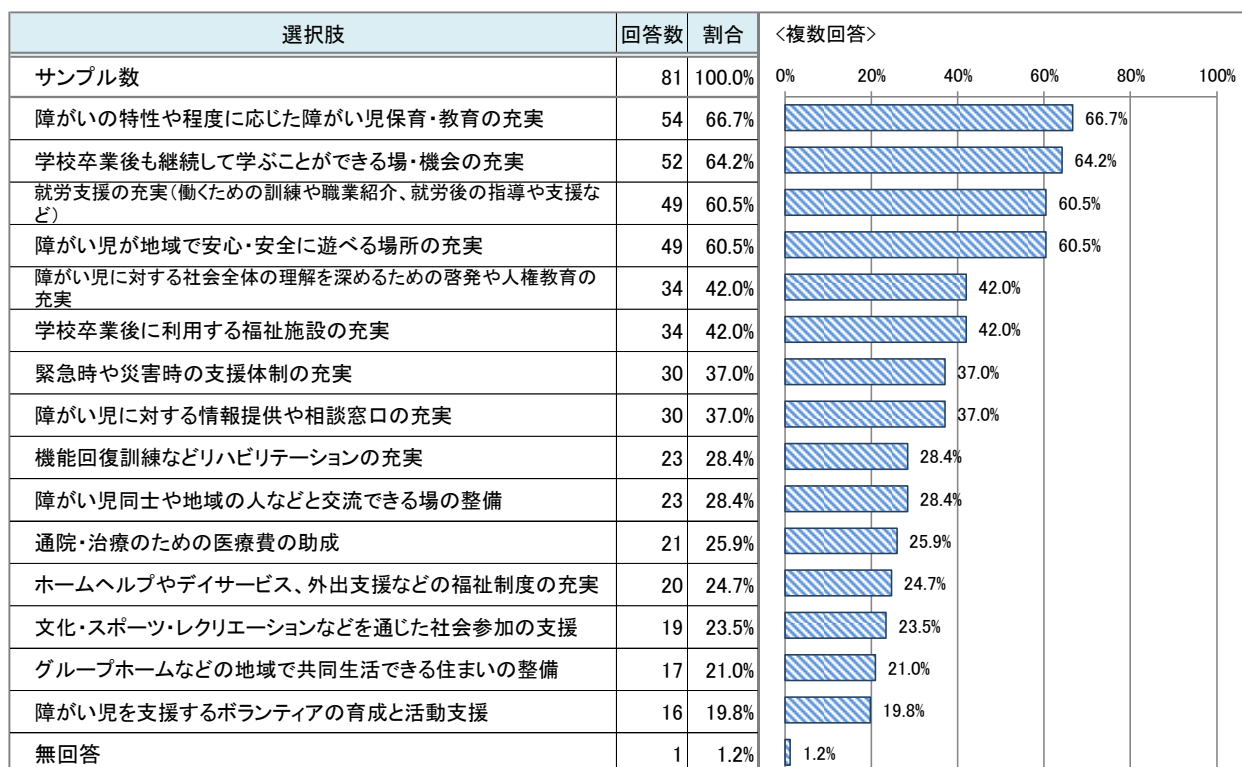
■【障がい種別】市民の障がいへの理解を深めるために必要なこと 上位1～3位

区分	1位	2位	3位
身体障害者手帳所持者	障がいや障がい者の福祉についての関心や理解を深めるための啓発	わからない・特になし	学校における福祉教育の充実 障がいのある人への福祉的な就労や生産活動の機会の提供 (同順)
療育手帳所持者	障がいや障がい者の福祉についての関心や理解を深めるための啓発	わからない・特になし	障がいのある人の交流を通じた障がい者への理解の促進
精神障害者保健福祉手帳所持者	わからない・特になし	障がいのある人の交流を通じた障がい者への理解の促進 学校における福祉教育の充実 障がいのある人への福祉的な就労や生産活動の機会の提供 (同順)	

②障がい児支援として充実すべきことについては、「障がいの特性や程度に応じた障がい児保育・教育の充実」、「学校卒業後も継続して学ぶことができる場・機会の充実」、「就労支援の充実（働くための訓練や職業紹介、就労後の指導や支援など）」、「障がい児が地域で安心・安全に遊べる場所の充実」の4項目が6割台と、他の項目と比較して高くなっています。

③こどもの年齢別でみると、学校卒業後の進学、施設、就労といったこどもの将来に関する事項が上位1～3位となっています。

■障がい児支援として充実すべきこと（障がい児調査）



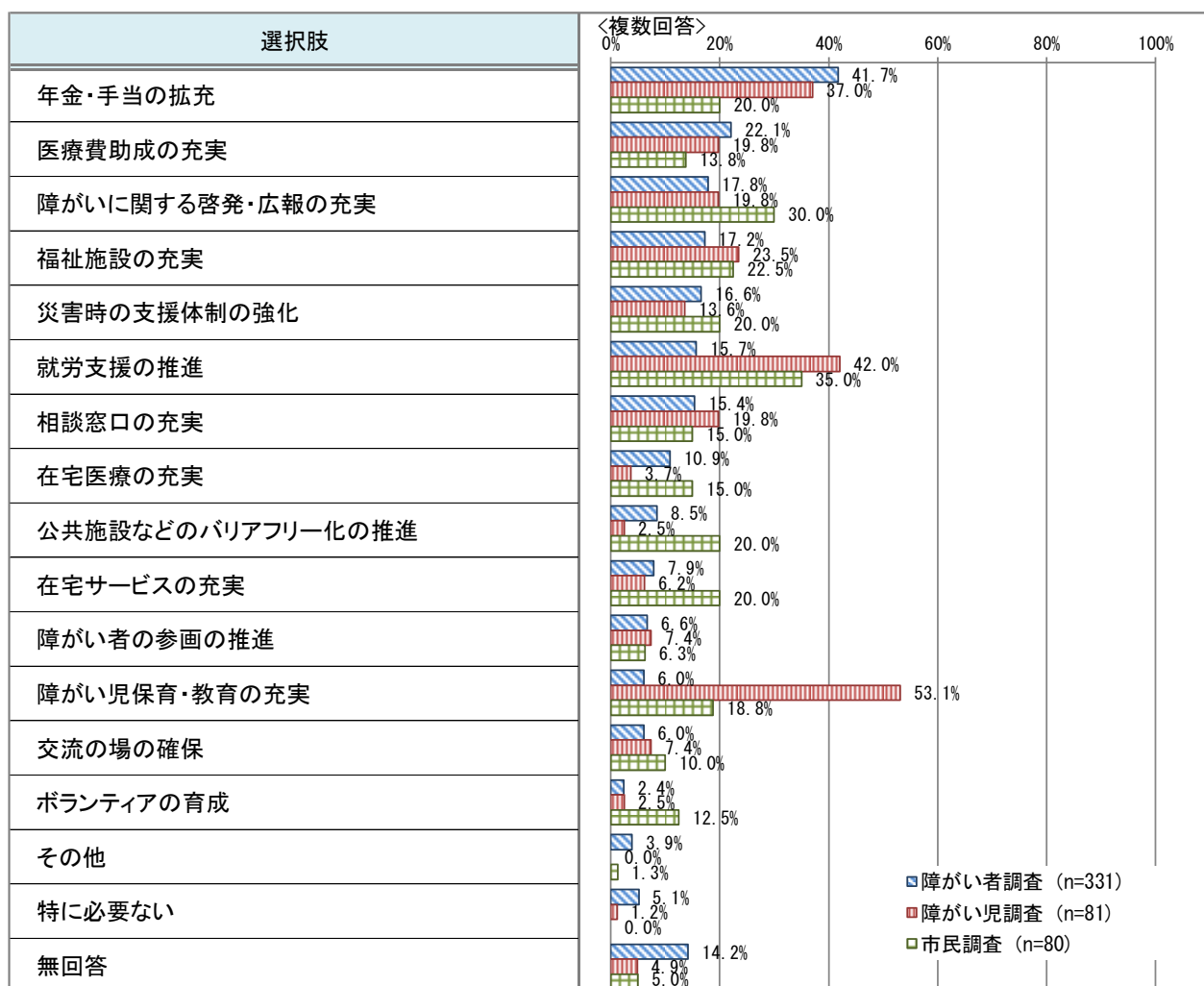
■【年齢別】障がい児支援として充実すべきこと 上位1～3位

区分	1位	2位	3位
0-5歳	障がいの特性や程度に応じた障がい児保育・教育の充実 障がい児が地域で安心・安全に遊べる場所の充実 (同順)		学校卒業後も継続して学ぶことができる場・機会の充実
6-8歳	学校卒業後も継続して学ぶことができる場・機会の充実	就労支援の充実（働くための訓練や職業紹介、就労後の指導や支援など）	障がいの特性や程度に応じた障がい児保育・教育の充実
9-11歳	障がいの特性や程度に応じた障がい児保育・教育の充実	就労支援の充実（働くための訓練や職業紹介、就労後の指導や支援など）	学校卒業後も継続して学ぶことができる場・機会の充実 障がい児が地域で安心・安全に遊べる場所の充実 (同順)
12-17歳	学校卒業後も継続して学ぶことができる場・機会の充実	学校卒業後に利用する福祉施設の充実	就労支援の充実（働くための訓練や職業紹介、就労後の指導や支援など）

④障がい者が安心して暮らせるまちづくりに必要なことに関しては、障がい者調査では「年金・手当の拡充」が、障がい児調査では「障がい児保育・教育の充実」が、市民調査では「就労支援の推進」が、それぞれ最も高くなっています。

⑤障がい種別でみると、すべての障がい種で「年金・手当の拡充」が1位となっています。また、身体では「医療費助成の充実」が、療育では「福祉施設の充実」が、精神では「就労支援の推進」がそれぞれ2位となっており、ニーズの違いが見られます。

■障がい者が安心して暮らせるまちづくりに必要なこと
(障がい者調査、障がい児調査、市民調査 3つまで選択)



■【障がい種別】障がい者が安心して暮らせるまちづくりに必要なこと 上位1～3位

区分	1位	2位	3位
身体障害者 手帳所持者	年金・手当の拡充	医療費助成の充実	障がいに関する啓発・ 広報の充実
療育手帳所持者	年金・手当の拡充	福祉施設の充実	障がいに関する啓発・ 広報の充実
精神障害者保健 福祉手帳所持者	年金・手当の拡充	就労支援の推進	医療費助成の充実 相談窓口の充実 (同順)

3 障がい福祉サービス事業所等調査

「日南市障がい者計画」の策定にあたり、障がい福祉サービス事業所等の事業の状況や今後の事業展開に関する意向、福祉に関する考え等を把握し、計画の基礎資料とすることを目的として、アンケート調査を実施しました。

■調査の概要

調査種別	調査対象	調査手法	回答件数
障がい福祉サービス事業所調査	日南市内の障がい福祉サービス事業所等 (同一住所で複数の事業所を運営している場合は1件として計上)	郵送による調査票の配付 郵送による回収及び WEBページでの回答	60.5% (26件/43件)

※回収された調査票のうち1問以上回答があったものを有効回答としました。

(1) 回答事業所の概要

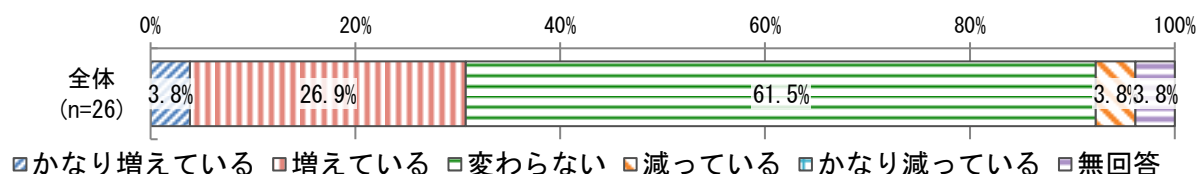
①回答事業所の実施サービスに関しては、「就労継続支援（B型）」が42.3%と最も高く、次いで「生活介護」が26.9%、「共同生活援助」と「放課後等デイサービス」が19.2%となっています。

選択肢	回答数	割合	＜複数回答＞					
サンプル数	26	100.0%	0%	20%	40%	60%	80%	100%
就労継続支援（B型）	11	42.3%						
生活介護	7	26.9%						
共同生活援助	5	19.2%						
放課後等デイサービス	5	19.2%						
就労継続支援（A型）	4	15.4%						
計画相談支援	4	15.4%						
児童発達支援	4	15.4%						
就労移行支援	3	11.5%						
短期入所	3	11.5%						
施設入所支援	3	11.5%						
障害児相談支援	3	11.5%						
相談支援事業	3	11.5%						
日中一時支援事業	3	11.5%						
保育所等訪問支援	2	7.7%						
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	1	3.8%						
就労定着支援	1	3.8%						
訪問入浴サービス	1	3.8%						
無回答	0	0.0%						

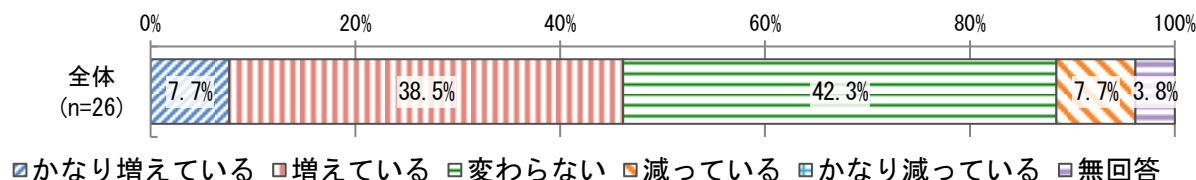
(2) サービス提供の状況

- ①新型コロナウイルス感染症流行期間と比較したサービスの利用ニーズに関して、既存のサービス利用者のニーズが増加した事業所の割合は 30.7%（「かなり増えている」＋「増えている」の合計）、「変わらない」事業所は 61.5%となっています。
- ②新規サービス利用者のニーズが増加した事業所の割合は 46.2%、「変わらない」事業所は 42.3%となっています。
- ③サービス利用希望への対応状況は、「サービス利用希望が少なく空きがある」が 46.2%が最も高く、次いで「ちょうどいい」と「対応ができていない（断っている）ことが時々ある」が 23.1%、「対応ができてないことが頻繁にある」が 3.8%となっています。
- ④「対応ができてないことが頻繁にある」と回答した事業所の実施事業は、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、訪問入浴サービスの3事業となっています。
- ⑤断っていることがある事業所のその理由としては、7事業所から回答があり「利用枠が定員に達している（6件）」、「送迎ができない（2件）」、となっています。

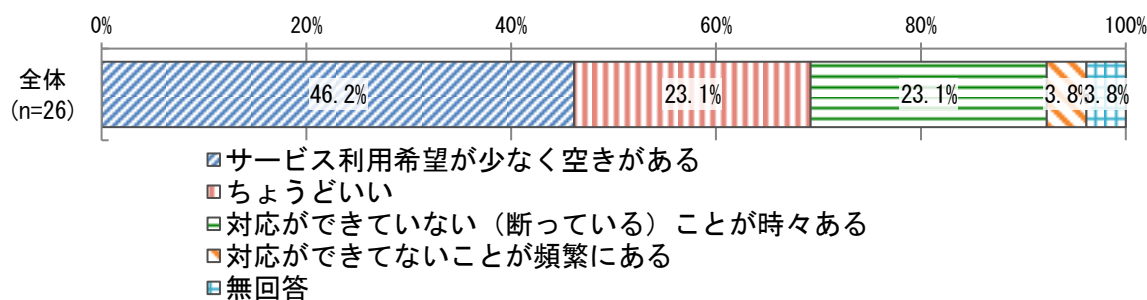
■新型コロナウイルス感染症流行期間と比較した利用ニーズ（既存のサービス利用者）



■新型コロナウイルス感染症流行期間と比較した利用ニーズ（新規サービス利用者）



■サービス利用希望への対応状況



- ⑥サービス提供上の課題に関しては、「困難事例への対応が難しい」が30.8%と最も高く、次いで「特にない」が26.9%、「変更やキャンセルが多い」が23.1%となっています。
- ⑦事業所運営上の課題に関しては、「職員のスキル向上が難しい」と「定員に見合う利用者の確保が難しい」と「収益の確保が難しい」が38.5%と最も高く、次いで「職員が不足している」と「事務作業量が多い」と「制度改正などへの対応が難しい」が26.9%となっています。
- ⑧「職員が不足している」と回答した事業所の不足している職種は、生活支援員、児童指導員、看護職員、調理員など様々な職種が挙げられているほか、全職種、無資格でよいから来てほしい、という回答も見られました。

■サービス提供上の課題

選択肢	回答数	割合	＜複数回答＞
サンプル数	26	100.0%	0% 20% 40% 60% 80% 100%
困難事例への対応が難しい	8	30.8%	30.8%
変更やキャンセルが多い	6	23.1%	23.1%
休日や夜間の対応が難しい	5	19.2%	19.2%
量的に利用者の希望通りに提供できていない	4	15.4%	15.4%
契約やサービス内容の説明が、利用者や家族に十分理解していただけない	3	11.5%	11.5%
利用者や家族とのコミュニケーションが難しい	3	11.5%	11.5%
質的に利用者の希望通りに提供できていない	1	3.8%	3.8%
その他	3	11.5%	11.5%
特にない	7	26.9%	26.9%
無回答	0	0.0%	0.0%

■事業所運営上の課題

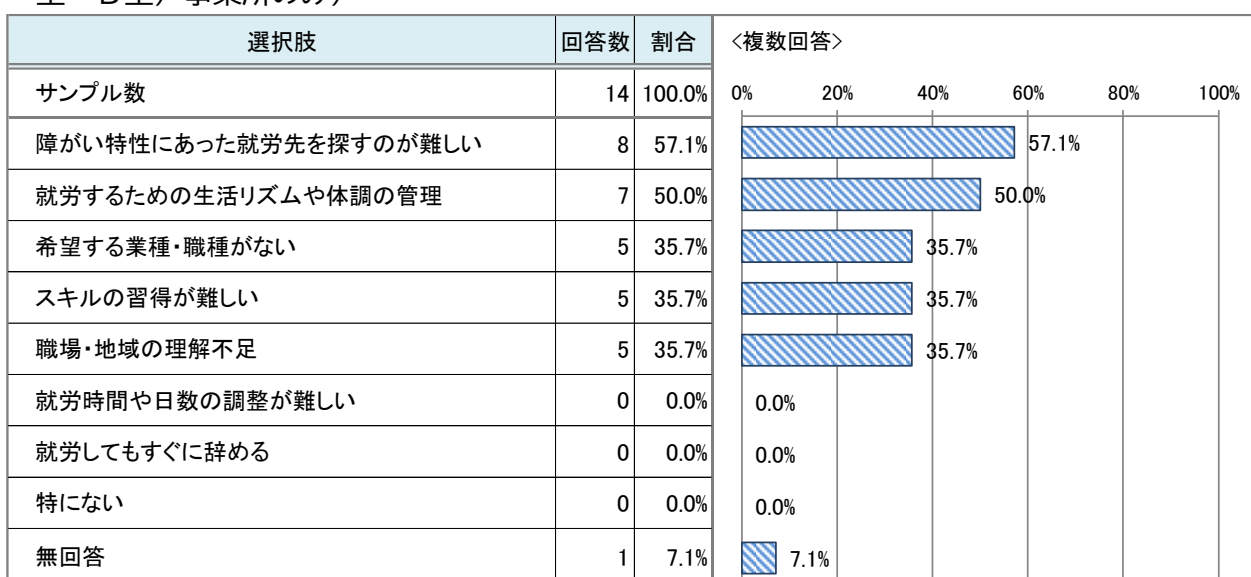
選択肢	回答数	割合	＜複数回答＞
サンプル数	26	100.0%	0% 20% 40% 60% 80% 100%
職員のスキル向上が難しい	10	38.5%	38.5%
定員に見合う利用者の確保が難しい	10	38.5%	38.5%
収益の確保が難しい	10	38.5%	38.5%
職員が不足している	7	26.9%	26.9%
事務作業量が多い	7	26.9%	26.9%
制度改正などへの対応が難しい	7	26.9%	26.9%
施設・設備の改善が難しい	3	11.5%	11.5%
運転資金の調達が難しい	2	7.7%	7.7%
職員の待遇改善ができない	1	3.8%	3.8%
行政との連携が不十分	1	3.8%	3.8%
地域の理解を得るのが難しい	1	3.8%	3.8%
他の事業者との連携が不十分	0	0.0%	0.0%
その他	2	7.7%	7.7%
特にない	3	11.5%	11.5%
無回答	0	0.0%	0.0%

(3) 障がい者の地域生活に関する課題

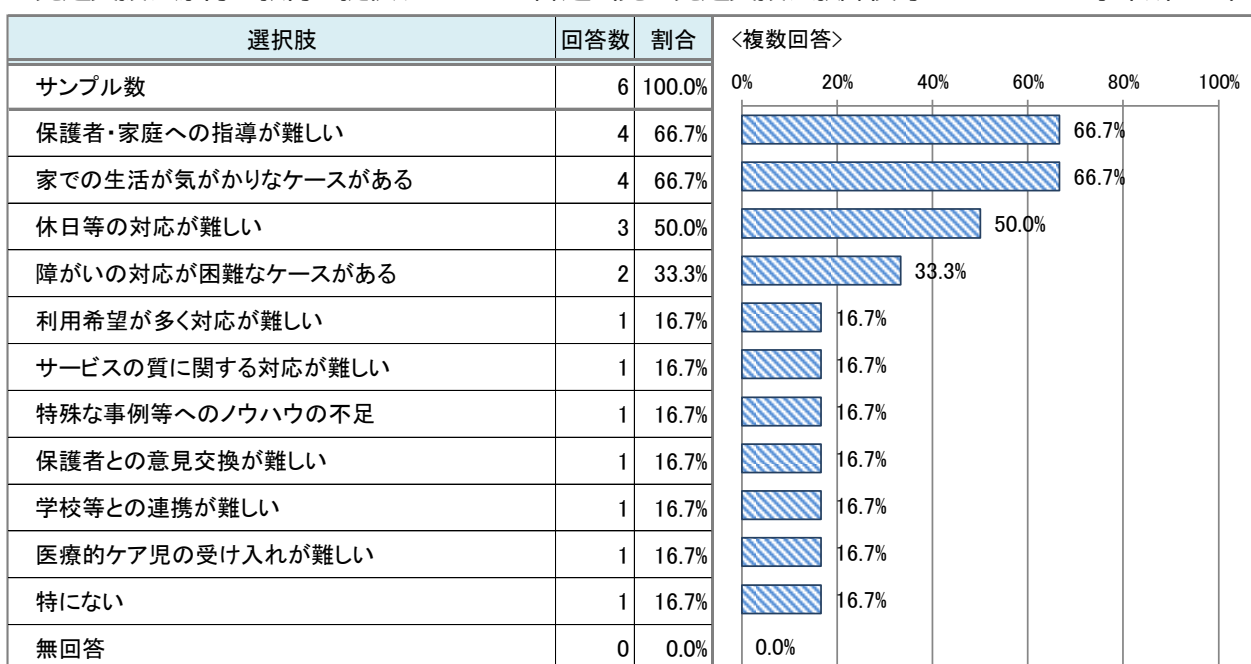
①障がい者の安定・継続的な就労における課題に関しては、「障がい特性にあった就労先を探すのが難しい」が57.1%と最も高く、次いで「就労するための生活リズムや体調の管理」が50.0%、「希望する業種・職種がない」と「スキルの習得が難しい」と「職場・地域の理解不足」が35.7%となっています。

②発達支援、療育・教育を提供する上での課題に関しては、「保護者・家庭への指導が難しい」と「家での生活が気がかりなケースがある」が66.7%と最も高く、次いで「休日等の対応が難しい」が50.0%、「障がいの対応が困難なケースがある」が33.3%となっています。

■障がい者の安定・継続的な就労における課題（就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援（A型・B型）事業所のみ）



■発達支援、療育・教育を提供する上での課題（児童発達支援、放課後等デイサービス事業所のみ）

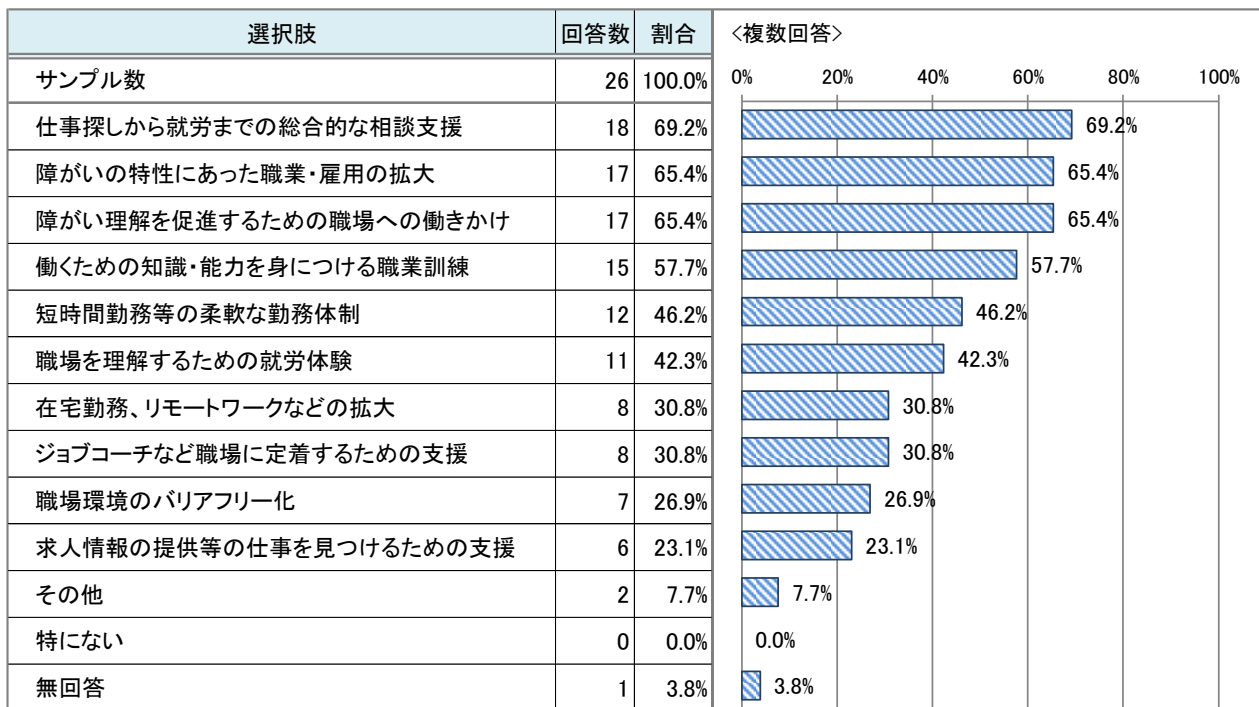


③障がいのある人が働くために必要な支援に関しては、「仕事探しから就労までの総合的な相談支援」が69.2%と最も高く、次いで「障がいの特性にあった職業・雇用の拡大」と「障がい理解を促進するための職場への働きかけ」が65.4%、「働くための知識・能力を身につける職業訓練」が57.7%となっています。

④日南市で障がいのある人が社会に参加するために必要なことに関しては、「障がいのある人自身の意欲」が84.6%と最も高く、次いで「生活や体調管理等の支援」が69.2%、「地域生活を支える福祉サービスの充実」が57.7%となっています。（図表省略）

⑤利用者やその家族からの相談としては、「成人後の就労や生活の場」、「入所施設やグループホームへの入所」、「親亡き後の生活支援」といった相談が多く見られます。（記述回答）

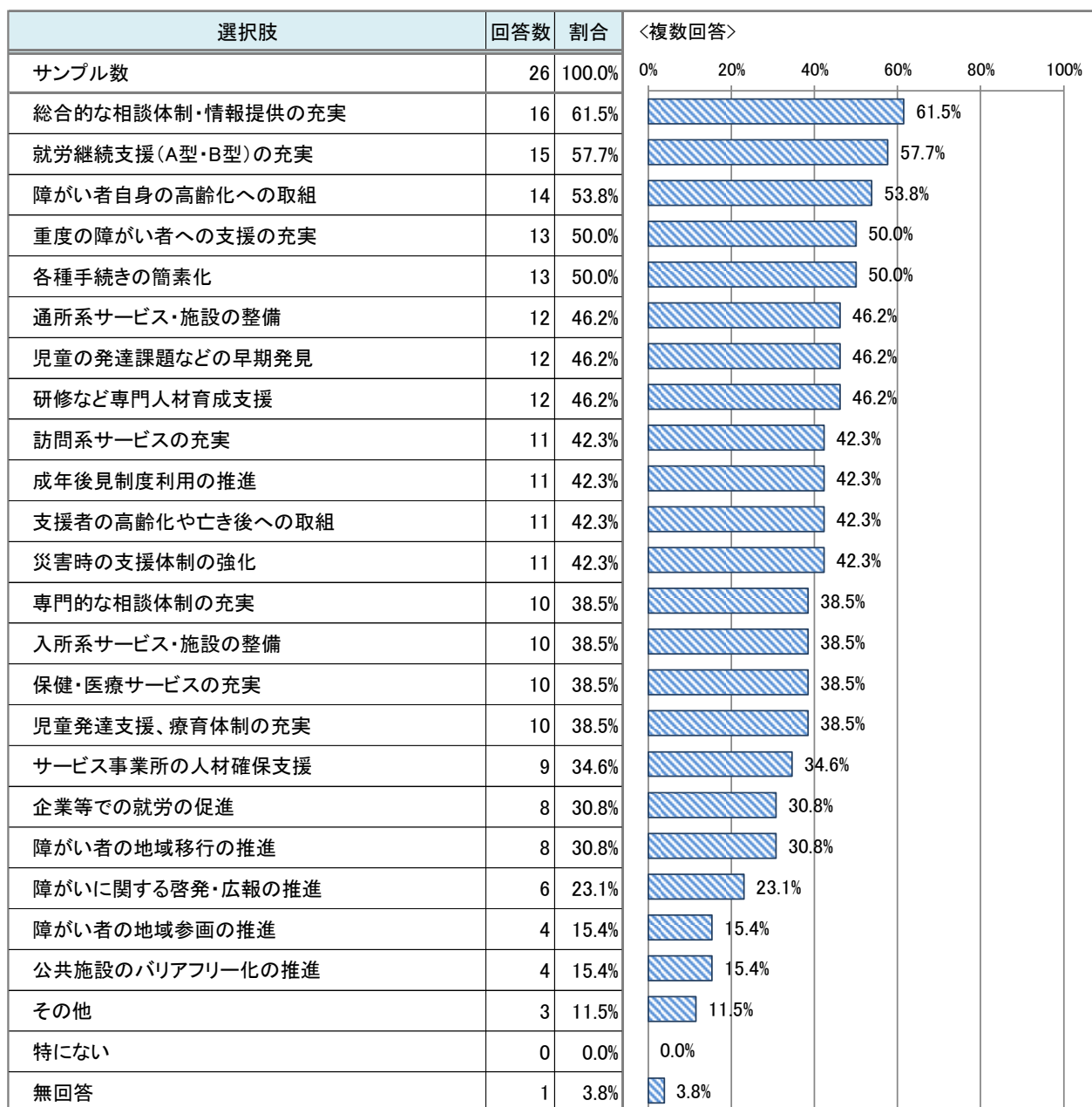
■障がいのある人が働くために必要な支援



(4) 日南市の障がい者福祉施策

①日南市で必要な障がい者福祉施策に関しては、「総合的な相談体制・情報提供の充実」が61.5%と最も高く、次いで「就労継続支援（A型・B型）の充実」が57.7%、「障がい者自身の高齢化への取組」が53.8%となっています。

■日南市で必要な障がい者福祉施策



4 状況のまとめ

障がい者理解・交流、差別について

【障がい者理解について】

- ◆市民調査では、障がい者への理解が深まってきたと思う人が約5割、深まっていないと思う人が約4割となっている。障がい者への関心については、障がい者福祉に関心がある層が市民全体の約8割となっており、その主な理由として、障がい者との接点や目にする機会があることが挙げられている。障がい者と接する機会があることが、障がい者への関心を高める要因と見られることから、市全体への周知・啓発とあわせて障がい者と接する機会の創出も求められる。
- ◆市民調査では、障がい者ボランティアの参加経験がある人が10.0%、興味がある層が53.8%となっており、興味がある層が参加するために必要なこととしては、気軽に参加できる雰囲気や参加方法・活動内容の説明や情報、時間の余裕などが挙げられている。関連して、情報の入手手段がSNSなど多様化しており世代によっても異なることから、情報提供については、若い世代に向けたSNSの活用等の検討が求められる。

【差別について】

- ◆障がい児調査では、保護者の5割台が差別を受けた経験があり、特に手帳所持者の保護者では差別を受けることがよくあるという回答が非所持の層より多く見られる。差別を受けた場所としては、小売店・飲食店、内容としては偏見を感じるような対応をされたケースが最も多い。
- ◆市民調査では、日南市全体で障がい者への差別があると感じる人が6割台、障がい者への理解が深まってきたと思う人が約5割、深まっていないと思う人が約4割となっている。
- ◆障がい者理解とあわせて、障がい者を差別しないまちづくりに関しても周知・啓発を図る必要がある。特に、若い世代や精神障害者保健福祉手帳所持者が差別を受けたと感じる割合が高いことを踏まえ、多様な障がいについての理解促進が課題となる。
また、障害者差別解消法の改正も踏まえ、福祉分野以外の飲食店などの民間事業者に対しても合理的配慮の提供等を促す必要がある。

福祉サービスについて

- ◆療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者数の増加に伴い、障がい者一人ひとりの抱える課題の多様化が見込まれることから、多様なサービスの提供が重要となる。また、身体障害者手帳所持者は減少傾向にあるが、障がい者の高齢化に伴う障がい等の重度化が懸念されることから、保健、医療、障害福祉サービスの十分な提供が求められる。
一方で、サービス全般に関する課題として、サービスの担い手となる施設が不足している。また、働き手が減少する中で、今後も安定してサービスを提供するためのサービス人材確保が課題となる。

生活支援、権利擁護、相談、文化芸術活動・スポーツ等について

- ◆地域生活支援拠点等について、面的な整備を実施しているが、居宅支援機能を担う事業所等の地域資源が不足している。
- ◆相談に関する事項として、障がい児調査では、障がい児が地域で生活するために必要なこととして「専門的な知識がある人に相談や助言が受けられること」が上位となっている。一般相談

支援事業を3法人に委託して実施しているほか、まるふく相談による気軽に相談しやすい環境を整備している。今後は基幹相談支援センターを令和8年度までに設置予定。

- ◆市全体が高齢化する中で、親亡き後及び本人の高齢化等に対する成年後見制度等の推進が重要となるが、障がい者調査では、成年後見制度の認知度が約3割となっており、より一層の周知が求められる。また、成年後見受任者の確保も課題となる。
- ◆平成30年度に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行。また、県の「みやぎ文化振興計画」に基づき、障がい者が文化に触れる機会の充実等が掲げられている。
- ◆「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」等を踏まえ、障がい者の読書環境整備に努めることが求められる。

保健、医療について

- ◆療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者数の増加に伴い、障がい者一人ひとりの抱える課題の多様化が見込まれることから、多様なサービスの提供が重要となる。
- ◆特に精神保健対策に関しては、障がい福祉計画に関する国の方針として、精神障がい者の地域移行と地域定着が求められており、移行後の生活を支える支援の提供体制が課題となる。また、精神保健についての正しい知識の普及・啓発と周囲の人々の理解促進が必要となる。
- ◆働き手が減少する中で、障がい者の安定した地域生活を維持するために、今後も安定してサービスを提供するためのサービス人材確保が課題となる。
- ◆身体障害者手帳所持者からは、障がい者が安心して暮らせるまちづくりに必要なこととして「医療費助成の充実」が上位に挙げられている。
- ◆身体障害者手帳所持者は減少傾向にあるが、障がい者の高齢化に伴う障がい等の重度化が懸念されることから、保健、医療、障害福祉サービスの十分な提供が求められる。

療育・教育について

- ◆障害児通所給付受給者証の所持者が増加しており、療育や障害児通所給付のニーズが高まっている。こどもの発育・発達について気になり始めた時期について、2歳以前という回答が全体の約7割となっており、早期の発達課題の発見が療育につながる傾向が見られる。今後も、産前からの面談等による情報提供や乳幼児健康診査の受診勧奨により、療育の早期発見につなげることが重要となる。
- ◆障がい児調査では、発達障がいの専門医を受診した経験がある割合が全体の8割台となっている。ほとんどが日南市内の医療機関であり、一部、宮崎市の医療機関を利用したという回答が見られた。
- ◆こども基本法等に基づき、インクルーシブ教育のさらなる推進が求められる。関連して、こどもが利用している施設でさらに充実すべきこととして、「障がいに対応できる十分な人数の職員配置」、「障がいに対応できる専門的（医療的ケアを含む）な職員の配置」、「先生、生徒たちの障がいへの理解や配慮」が上位となっている。現在、全小・中学校への特別支援教育コーディネーター配置や、保育園等での障がい児受け入れに向けた加配を行うなど、保育士の人材確保が求められている。

雇用・就業について

- ◆障害福祉サービス及び障がい福祉計画に関する国の方針として、障がい者の就労促進が求められている。関連して、現在就労していない18～64歳のうち約4割が就労を希望しており、特

に精神障害者保健福祉手帳所持者では75%と高い。また、障がい児調査では、保護者の希望することの進路として、就労関連の事項が上位となっており、者・児ともに関心が非常に高い分野となっている。

◆障がい者調査では18～64歳の2割台が会社勤めや自営業等の就労を行っている。そのうち、26.9%が他の職員と同じ勤務条件で正職員として働いており、34.6%がパート・アルバイト等となっている。

◆希望する就労分野は「ものづくり分野」が、就労形態は「パート・アルバイト」と「就労継続支援B型」が、それぞれ最も高い。

また、希望する就労分野では「テレワーク・在宅可能な分野」が第3位であり、障がい種別で見ると精神障害者保健福祉手帳所持者で第1位となっている。

◆障がいの状況や本人の意向により、望ましい就労形態や分野及び就労支援は異なることから、多様な就労形態・分野の確保と、就労支援体制の充実が重要となる。

生活環境について

◆障がい者調査では、外出、お金の管理、薬の管理について介助が必要な人が3～4割存在する。

◆外出時に困ることとして、「公共交通機関が少ない（ない）」が上位となっている。また、外出しない方のその理由としては、介助者がいない、常に医療的処置が必要といった理由が上位となっている。

◆市民調査では、障がい者にとって暮らしやすいまちだと思える人が約2割、暮らしにくいと思う人が約3割となっている。

◆障害者基本計画（第5次）において、障がい者を犯罪被害や消費者被害から守るために、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組の推進が掲げられている。

【災害関連について】

◆近年多発する震災や豪雨などの災害を踏まえ、障がい者を含む要配慮者の把握と体制整備や障がい者が利用しやすい避難所設備の充実等の災害時への備えが求められる。

◆障がい者調査では、災害発生時に一人で避難できない障がい者が約4割となっており、これらの人が円滑に避難できるよう災害時要支援者の個別避難計画の策定が求められる。

◆災害時に必要な支援として、障がい者調査と障がい児調査の両方で障がいなどに対応した避難場所の確保のニーズが高い。また、災害時の課題として、避難所のトイレなどの設備や生活環境が不安であるという回答が上位となっている。

◆障がい児調査では、障がい児を含めた避難訓練の実施や連絡体制の確保、避難施設になじんでおける機会など、障がい特性を踏まえた防災対策を求める回答が多く見られる。

情報・コミュニケーションについて

◆障害者基本計画（第5次）では、バリアフリー法に基づくさらなるバリアフリー化と情報アクセシビリティの向上、意思表示・コミュニケーション支援のための環境整備を掲げている。

◆前期日南市障がい者計画では、「社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上」を施策推進の視点として「情報・コミュニケーション」分野を基本目標に掲げている。現状の把握と取組評価に基づき、引き続き取組を改善しながら情報・コミュニケーション分野のアクセシビリティの向上に努める。これまでの取組として、ホームページの改良や広報誌の点訳・音訳等による情報アクセシビリティの向上を図った。

第3章 基本理念及び施策の体系

1 基本理念

障害者基本法は、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）の実現を目的としています。

そして同法において、市町村障害者計画は、国の障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障がい者の状況等を踏まえ策定する障がい者のための施策に関する計画であると定められています。

これまで本市は、前期の日南市障がい者計画（令和2年度～令和6年度）に基づき、各種障がい者施策を推進してきました。特に、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上を施策推進の視点として、障がい者の日常生活又は社会生活を営む上で存在するバリア（社会的障壁）の除去を進めることにより、障がいの有無にかかわらず社会参加を可能とする環境整備に重点を置いて取り組んできました。

現行計画の期間中、国は改正障害者差別解消法の施行、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行など、共生社会の実現に向けた障がい者の社会進出に関する取組を一層推進するとともに、令和5年3月に閣議決定した障害者基本計画（第5次）では、SDGsの視点の導入や、デジタルの活用による多様な幸福の実現等を掲げています。

本市の状況についてみると、障がい者自身や家族の高齢化及び障がいの多様化などを背景に、生活・経済面の支援や障がい児の将来の生活設計の支援などが求められています。

また、市民の意識についてみると、障がい者福祉への関心がある人が8割を超える一方で、障がい者にとって社会参加しやすい、暮らしやすいまちだと思える人の割合は少なく、障がい者が暮らしやすいまちづくりに向けてさらなる施策の推進が求められます。

これらの状況を踏まえて、このたび新たに日南市障がい者計画を策定するにあたり、前期計画の基本理念を継承し、「住み慣れた地域でいつまでも暮らせる、健やかで心のかようまち」を基本理念として掲げます。

【基本理念】

**住み慣れた地域でいつまでも暮らせる、
健やかで心のかようまち**

2 施策推進にあたっての横断的な視点

基本理念「住み慣れた地域でいつまでも暮らせる、健やかで心のかようまち」の達成のために各施策を推進するにあたり、各分野に共通する横断的な視点として以下の点に留意しながら推進します。

【障がい者自身の意思決定の支援】

- インクルージョンを推進する観点から、障がい者を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体として捉え、その意思を尊重し意思決定を支援するとともに、障がい者の社会参加と意見の反映を推進します。

【共生社会の実現に資する取組の推進】

- 障がいのある方と障がいのない方が同じ地域社会でともに暮らし、学び、働く共生社会（インクルーシブな社会）という共通の目標の実現に向け、協力して取組を推進します。

【社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上】

- バリアフリー法に基づく公共施設等のバリアフリー化や情報アクセシビリティの向上及び意思表示・コミュニケーション支援の環境整備と、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供を両輪として障がい者のアクセシビリティの向上を図ることとし、社会的障壁の除去に向けた各種の取組をより強力に推進します。
- アクセシビリティ向上と社会的障壁の除去の観点から、ICTを始めとする新たな技術の利活用について検討を行い、積極的な導入を図ります。

【当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援】

- 障がい者が多様なライフステージに対応した適切な支援を受けられるよう、教育、文化芸術、スポーツ、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。
- 支援にあたっては、障がいのある方自身のみならず、その家族やヤングケアラーを含む介助者など関係者への支援も重要であることに留意し、取組を推進します。
- 複数の分野にまたがる課題については、総合的かつ横断的に対応する必要があることから、関係機関、制度等の必要な連携を図ります。

【障がい特性等に配慮したきめ細かい支援】

- 障がい者への支援は、障がい者一人ひとりの障がい特性、障がいの状態、生活実態等に応じた障がい者の個別的な支援の必要性を踏まえて実施します。
- また、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病等の様々な障がいについて、その特性等の社会全体の理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図ります。

【障がいのある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進】

- 障がいのある女性は、障がいがあることに加えて女性であることにより、いわゆる複合的差別などさらに困難な状況に置かれている場合があることから、その特性、状況等を踏まえた支援の検討・実施に努めます。
- こどもの権利を保障し、誰一人取り残さず健やかな成長を後押しすることを掲げる国のこども施策の方針を踏まえ、障がいのあるこどもに対しても、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を踏まえ、継続的な支援を早期から実施します。
- 障がいのある高齢者は、障がいに加えて高齢であることにより、さらに困難な状況に置かれている場合があることに配慮して、施策の実施や適切なサービスの提供等を行います。

3 SDGsの視点を取り入れた施策の推進

SDGs（エス・ディー・ジーズ）は、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、その理念を「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すこととし、平成27年の国連サミットにおいて採択されました。貧困や飢餓、さらには気候変動や平和など広範な分野にわたって令和12年を目標年限に17の目標が設定され、経済・社会・環境の3領域を不可分なものとして調和させる統合的取組について合意されています。

障がい者福祉分野においては、国の障害者基本計画（第5次）において、計画を通じて実現を目指すべき社会の一つに「誰一人取り残さない」というSDGsの理念とも軌を一にした、障がいの有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会」が掲げられています。

これらのことから、本市においても本計画にSDGsの考えを取り入れ、誰一人取り残さない社会の実現に向けて、障がい者福祉を推進します。

【SDGsの17の目標のアイコン】



【「障害者基本計画（第5次）」のSDGsに関する方針】

【「本基本計画を通じて実現を目指すべき社会」より一部抜粋】

- 「誰一人取り残さない」というSDGsの理念とも軌を一にした、障がいの有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会

【「基本的な考え方」より一部抜粋】

「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、共生社会の実現に向け、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定める旨を基本理念として掲げる本基本計画においても、その重要性に何ら変わるところはない。障害者施策の推進に当たっては、SDGs推進の取組とも軌を一にし、障害者のみならず行政機関等・事業者といった様々な関係者が共生社会の実現という共通の目標の実現に向け、協力して取組を推進することが求められる。

4 施策分野

国の障害者基本計画（第5次）では、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を11の分野に整理し、それぞれの分野について、施策の基本的な方向性を示しています。

市町村障害者計画は、国の障害者基本計画及び県の障害者計画を基本として当該市町村の障がい者の状況を踏まえ策定する（障害者基本法 第11条第3項）ものであることから、本計画においても、国の障害者基本計画の11分野に基づき、以下のとおり整理して、施策を展開します。

障害者基本計画（第5次）の11分野	本計画での基本目標
差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	基本目標1 理解と交流の促進
安全・安心な生活環境の整備	基本目標6 生活環境整備の推進
情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	基本目標7 情報・コミュニケーション
防災、防犯等の推進	基本目標6 生活環境整備の推進 基本目標2-3 障がい者の権利擁護の推進
行政等における配慮の充実	基本目標7 情報・コミュニケーション
保健・医療の推進	基本目標3 保健・医療の充実
自立した生活の支援・意思決定支援の推進	基本目標2 生活支援の充実
教育の振興	基本目標4 療育・教育の充実 基本目標2-4 スポーツ、文化活動の促進
雇用・就業、経済的自立の支援	基本目標5 雇用・就業の促進
文化芸術活動・スポーツ等の振興	基本目標2-4 スポーツ、文化活動の促進
国際社会での協力・連携の推進	—

5 施策の体系

基本理念

住み慣れた地域でいつまでも暮らせる、
健やかで心のかようまち

施策推進にあたっての横断的な視点

- ◆障がい者自身の意思決定の支援
- ◆共生社会の実現に資する取組の推進
- ◆社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上
- ◆当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- ◆障がい特性等に配慮したきめ細かい支援
- ◆障がいのある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進

基本目標1 理解と交流の促進	1 障がいのある方についての理解の促進 2 障がいのある方と地域住民等との交流の促進 3 市民主体の活動等の促進
基本目標2 生活支援の充実	1 福祉サービスの充実 2 相談支援体制の整備・充実 3 障がいのある方の権利擁護の推進 4 スポーツ、文化活動の促進
基本目標3 保健・医療の充実	1 予防、早期発見、治療の推進 2 医療サービスの充実 3 精神保健対策の推進
基本目標4 療育・教育の充実	1 療育の充実 2 自立に向けた教育の充実
基本目標5 雇用・就業の促進	1 就労と定着の支援 2 多様な雇用機会の確保に向けた取組
基本目標6 生活環境整備の推進	1 生活環境の整備促進 2 安心して暮らせる住まいの確保 3 防災対策の充実 4 事故や犯罪から守る体制の充実
基本目標7 情報・コミュニケーション	1 意思疎通支援の充実 2 情報取得・利用しやすさの推進 3 行政サービス等における配慮

第4章 基本理念実現のための施策の展開

基本目標1 理解と交流の促進

1 障がいのある方についての理解の促進

- ▶障がいのある方に関する市民の理解と福祉意識の向上に向けて、さらなる周知・啓発に努めます。

(1) 広報・啓発活動の促進

- ①障がいのある方等への理解と関心を深めるため、広報誌やホームページ、パンフレット等を積極的に活用し、様々な障がいの特性や障がいのある方への必要な配慮等について、広く周知を図ります。
- ②「障害者週間（毎年12月3日から9日まで）」、「発達障害啓発週間（毎年4月2日から8日まで）」における啓発活動や各種イベント等の継続的な開催により、障がいのある方等に対する正しい理解や認識、関心を深める活動に取り組みます。

(2) 福祉に関する教育の推進

- ①市内の小・中・高等学校において、ハンディキャップ体験や障がいのある人との交流及び共同学習の機会を充実させ、より一層の理解に努めます。
- ②障がいのある方が社会の一員として地域の行事への参加や参画を促進するため、地域の構成員として共に活動に取り組むことができるよう支援するとともに、障がいのある方等についての市民の理解を深めるよう努めます。
- ③障がい者団体や家族会等と連携し、交流会や学習会などの体験機会の提供により、さらなる市民の福祉意識の向上に努めます。
- ④障がい者団体や家族会等の活動を広報誌で紹介し、活動の周知と参加者の募集を図ります。

2 障がいのある方と地域住民等との交流の促進

- ▶障がいのある方と身近に接する機会がある人ほど障がいのある方への関心が強いことから、障がい者理解の推進のために、障がいのある方と接する機会の確保は重要な役割を果たします。

その意義を踏まえ、障がいのある方と地域住民等との交流の促進に努めます。

(1) 地域住民との交流の促進

- ①障がいのある方等への理解と関心を深めるためには、近隣住民との友好的な関係を築くことが重要であることから、障がいのある方の現状等について、家族・サービス事業者・行政・地域が情報の共有化に努めます。
- ②障がいのある方に地域で行われる祭りやイベント等の情報を広く周知し、地域住民との交流が行えるきっかけづくりを行います。
- ③障がいのある方に地域活動の情報を提供し、参加を促します。

(2) 児童生徒との交流促進

- ①交流及び共同学習を充実させるとともに、学校行事や様々な活動において、障がいのある方との継続的な交流の促進に努めます。
- ②福祉体験ボランティア活動等を推進し、児童生徒が障がいのある方と交流が行えるように努めます。

3 市民主体の活動等の促進

- ▶障がいのある方と障がいのない方が同じ地域社会でともに暮らし、学び、働く共生社会の実現のためには、行政のみならず、市民による活動も重要となることから、市民や障がいのある方自身による活動を推進します。

(1) 日常生活支援体制づくり

- ①広報誌や各メディアの協力のもと、ボランティア活動の様子を具体的に紹介するなど、情報提供に努めます。また、情報提供にあたってはSNSの活用など新たな媒体の活用について検討を行います。
- ②福祉体験ボランティア活動の機会を提供することにより、市民の参加促進を図ります。

(2) ボランティア団体の活動支援及びコーディネート

- ①ボランティア団体のネットワークづくりや協力体制の確立、また、様々なボランティアの養成及び支援を推進します。
- ②ボランティア団体やその活動に関する情報提供等を行い、新たな参加者の確保を支援します。

(3) ボランティア団体のネットワークづくり及び協力体制の確立

- ①障がい者の福祉の充実を図るため、ボランティア団体等の育成と発展の支援に努めます。

(4) 障がい者団体の育成

- ①団体の活動を活性化し、障がい者福祉の向上を図るため、文化活動等の機会の提供や障がいのある方もない方も一緒に活動できる場を提供します。
- ②障がい者団体の育成を図るため、団体の運営に対して補助金の交付を行います。

基本目標２ 生活支援の充実

１ 福祉サービスの充実

- ▶障がいのある方が地域生活を送るうえで福祉サービスの適切な提供は必要不可欠となります。日南市障がい福祉計画・障がい児福祉計画に基づく計画的なサービスの提供により、障がいのある方の地域生活を支えます。
- ▶サービスの提供にあたっては、その質の向上や速やかかつ円滑な提供に努めるとともに、療育手帳所持者、精神保健福祉手帳所持者の増加によるサービスのニーズの多様化や少子高齢化による地域資源の減少を踏まえ、サービス提供事業所等の確保・維持に努めます。

（１）意思疎通支援事業

- ①意思疎通をはかることに支障がある障がいのある方に、手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行います。

（２）日常生活用具給付事業

- ①障がいのある方に、日常生活が円滑に行えるよう、障がいの種類や程度に応じて入浴補助用具やストーマ装具等を給付します。

（３）移動支援事業

- ①屋外での移動が困難な障がいのある方に、生活上必要な外出及び余暇活動等の社会参加のための移動を支援します。

（４）地域活動支援センターの充実

- ①障がいのある方が創作的活動又は生産活動の機会を得ることや社会との交流等の支援を求めることができるよう、地域活動支援センターの機能を充実させ、障がいのある方の地域生活の促進を図ります。
- ②専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域社会基盤との連携強化のための調整や地域住民ボランティア育成など、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。

（５）訪問入浴サービス事業

- ①入浴が困難な人の自宅に訪問し、訪問入浴専用の浴槽を運び入れ、入浴サービスを行います。

(6) 日中一時支援事業

- ①障がいのある方の日中における活動の場を確保し、障がいのある方の家族の就労支援及び日常的に介護している方のレスパイトケア（介護者の休息）を図ることを目的として、支援を行います。

(7) 自動車運転免許取得助成事業

- ①身体に障がいのある方が自動車免許を取得する場合に、免許取得に要する費用を助成します。

(8) 自動車改造助成事業

- ①身体に障がいのある方が自動車を所有し、運転免許証に自動車改造について必要な条件が付されている人が自動車を改造する場合、改造に要する費用を助成します。

(9) 重度心身障がい者（児）医療費助成事業

- ①心身に障がいのある方の経済的負担を軽減するため、身体障害者手帳1級から3級の交付を受けている方や療育手帳Aの方に対して、医療費の一部を助成します。
- ②身体障害者手帳3級の人に対しては、市単独事業での医療費助成を実施します。
- ③精神障害者保健福祉手帳所持者に対しても医療費助成を実施している地方公共団体があることを踏まえ、精神障害者保健福祉手帳所持者に対する医療費助成についても検討します。

(10) 重度心身障がい者福祉タクシー給付事業

- ①一定の条件を満たす障がいのある方に対し、経済的負担の軽減と社会参加の促進を図るため、タクシー料金の一部を助成します。

【対象者】 身体：1級、2級 療育：療育A 精神：1級

(11) サービスの質の向上

- ①福祉サービス利用者やその家族等からの福祉サービスに関する苦情について、必要な助言、相談等を行い、福祉サービスの適切な利用支援を行います。
- ②福祉サービス事業者等の支援において、利用者にとって満足できるものとなるよう研修会や広報・啓発活動等を通じて、事業者等の質の向上に努めます。
- ③障がい福祉ガイドブックや市ホームページ等を活用し、利用者へ福祉サービス事業者等の情報提供を行います。

(12) 地域生活支援拠点等の整備

- ①障がいのある方の「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、グループホーム等の体験の機会・場、医療的ケア等専門的人材の確保・養成等、地域の体制づくり）を整備する「地域生活支援拠点等」の整備促進を図ります。

2 相談支援体制の整備・充実

- ▶重層的支援体制の整備とも連携し、相談をまるごと受け止める質の高い包括的な相談支援を実施します。

(1) 総合的な相談体制の充実

- ①障がいのある方の日常生活上の相談への対応などを行う「相談支援事業」については、実施する相談支援事業所の機能強化はもとより、市民にとってより身近で利用しやすい相談の場となるよう、市民の利便性も考慮した拠点窓口の充実に努めます。
- ②日南市地域自立支援協議会の専門部会である「そうだん部会」の研修等を充実させることにより、きめ細かな総合的かつ高い専門性を持った相談員体制を強化します。
- ③障がいのある方が安心して気軽に相談できるよう、メールや電話でも相談を受け付けるなど相談手段の拡充を図るとともに、相談体制の充実に努めます。
- ④気軽に色々な分野の課題を相談できる場として、子育て、介護、ひきこもり、DV被害、生活困窮、成年後見制度などの悩みについて、気軽に相談を受け付ける窓口「まるごと福祉相談窓口（まるふく相談）」を実施します。

まるごと福祉相談窓口

【概要】

日南市福祉課で実施している、子育て、介護、ひきこもり、DV被害、生活困窮、成年後見制度などの悩みについて、気軽に相談を受け付ける相談窓口です。

相談は無料であり、相談しやすい体制充実のために、窓口の対応やメールの相談に加え、ソーシャルネットワークサービス（LINE）を活用した相談も新たに取り入れています。

(2) 相談支援事業

- ①地域の中で障がいのある方が抱える福祉問題について、必要な情報提供及び助言等を含む相談支援の円滑な推進を図り、地域における相談支援体制を整備します。
- ②市内に居住する障がいのある方及びその家族等の相談を受けるために、市内の一般相談支援事業所に委託し、居宅介護や短期入所などの在宅サービスの利用援助や社会資源の活用などによる情報の提供を行います。

(3) 情報収集・提供手段の充実

- ①適切なサービスを提供していくために、専門機関との連携を図り、障がいのある方に関する情報の収集に努めるとともに、広報誌や障がい福祉ガイドブックの活用により福祉サービス等の情報提供を進めます。
- ②地域の相談拠点である障がい者相談支援事業所について、その機能などについて広く周知に努めます。
- ③令和8年度までに基幹相談支援センターを設置することを目標として、設置に向けた取組を推進します。

3 障がいのある方の権利擁護の推進

- ▶障害者虐待防止法や、障がいのある方の権利の尊重に関する国の方針等を踏まえ、障がいのある方の権利とその意思の尊重に取り組むとともに、障がいのある方の権利に関する啓発を行います。

(1) 権利擁護の取組への支援

- ①日常生活自立支援事業及び成年後見制度の利用が迅速かつ適切に行われるよう、障がいのある方の人権尊重や権利擁護を図るための広報活動を推進し、体制の整備を支援します。
- ②日南市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度の利用を推進し、認知症や知的障がい、精神障がいにより、判断能力が十分でない方々への支援を行います。

日南市成年後見制度利用促進基本計画

【概要】

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づき策定された、日南市の成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画です。

計画では、成年後見制度利用に関する中核機関の設置とその役割や、成年後見制度利用を促進するための事業実施に関する方針が定められています。

(2) 障がい者虐待の防止と権利に関する周知・啓発

- ①養護者や障がい者福祉施設従事者等による虐待ケースに対応するため、施設等に対する虐待防止のための広報等を行うとともに、「日南市障がい者虐待防止センター」の周知に努めます。
- ②民生委員児童委員の専門知識の向上のための研修や情報提供を行い、資質の向上に努めます。

4 スポーツ、文化活動の促進

- ▶障がいのある方の社会参加と生きがいつくりのために、障がい者スポーツ、文化活動の促進に努めます。
- ▶令和9年に開催される「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」に向けた県全体の動きとも連携し、障がい者スポーツの推進を図ります。

(1) スポーツ・文化・レクリエーションの振興

- ①スポーツ・文化・レクリエーションは、日常生活の生きがいつくりや社会参加のきっかけとして有効なことから、今後も障がいのある方の多様な特性を踏まえた、スポーツ・文化・レクリエーションの振興を図ります。
- ②だれもが参加できるパラスポーツ種目の普及に取り組めます。
- ③県障がい者スポーツ協会と連携し、日南串間管内において、障がい者スポーツ教室を実施します。

(2) 文化活動・スポーツ大会への参加促進

- ①大会の企画、運営面にも障がいのある方自ら参加でき、共に活動しながら障がいのある方とない方との交流が深まるよう支援します。
- ②障がいのある方の文化・スポーツ活動への意欲の向上と市民への障がいに対する理解を深めるために、令和9年に開催される「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」を契機として捉え、障がい者団体等と連携しながら、障がいのある方のニーズに応じた文化・スポーツ活動を支援します。
- ③県障がい者スポーツ大会への選手派遣等を通じて、障がい者スポーツの普及を図ります。

(3) 日常のスポーツレクリエーショングループの育成

- ①日常的にスポーツ・レクリエーションを楽しむためのグループの育成を図るとともに、支援体制づくりを推進します。
- ②障がいのある方もない方も参加できるスポーツプログラムの提供に努めます。

(4) 生涯学習への参加促進と生涯学習の充実

- ①障がいのある方の生涯学習への参加促進を図るために、生涯学習講座の講師等と連携し、生涯学習の環境整備を行います。
- ②障がいの有無にかかわらず学習する機会をつくるとともに、学習の成果を発表する場を提供します。
- ③ボランティアグループと連携しながら、広報誌等の音訳・点訳を提供するほか、障がいのある方等の図書館利用に係る体制整備を図り、障がいのある方の読書環境の整備を推進します。

(5) 読書環境の整備促進

- ①「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」等を踏まえ、読書環境の整備を推進します。
- ②日常生活用具として拡大読書器や活字文書読上げ装置、点字図書を支給します。

基本目標３ 保健・医療の充実

１ 予防、早期発見、治療の推進

- ▶障がいのある方も含め市民全体の健康の向上のために、障がい発生の予防、早期発見、治療を推進します。

（１）健康診査、相談、カウンセリングの提供の推進

- ①すべてのライフステージの人を対象に、健康診査や健康教育、健康相談等の充実を図ります。
- ②障がいが発見された際、早期療育や早期治療等、障がいの軽減につなげるための相談体制の充実を図ります。
- ③糖尿病等の生活習慣病の発症、重症化を予防するため、健康診査・保健指導の実施、栄養・食生活、身体活動・運動、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進の実施等に取り組みます。
- ④医療的ケア児や発達障がい児等への適切な支援を行うため、保健所や児童相談所等と連携して、関係者の資質と専門性の向上を図ります。

（２）産前からの切れ目のない支援

- ①産前から、こどもの健康や発育・発達に関する情報を提供し、障がいや発育・発達に関する課題の早期の発見と療育開始につなげます。
- ②定期的に健康状態をチェックし、発育の状況や課題を把握し対応につなげるため、乳幼児健診の受診を推奨します。
- ③障がいのあるこどもの発達や療育に関する支援を推進するため、相談・カウンセリング体制の充実に努めます。

２ 医療サービスの充実

- ▶障がいのある方の日常生活の維持と障がいの悪化や二次障がいの予防のために、充実した医療サービスの提供に努めます。

（１）医療提供体制の整備

- ①医療的ケア児や重症心身障がい児の医療・療育体制の充実強化に向けて、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を開催し、保健、医療、障がい者福祉、保育、教育等の関係機関の連携を図ります。

(2) 医療費公費負担制度の周知

- ①障がいのある方の心身の障がいの状態の軽減と医療費の負担の軽減を図るため、障害者総合支援法に基づく自立支援医療費（育成医療・更生医療・精神通院医療）の医療費公費負担制度について、障がいのある方やその家族、医療機関等の関係機関への一層の周知に努めます。
- ②重度心身障がい者（児）医療費助成制度により、身体障害者手帳1級から3級や療育手帳Aの交付を受けている方に対して、医療費の一部を助成します。
- ③重度心身障がい者（児）医療費助成制度の対象者拡大を検討します。

(3) 機能訓練体制の充実

- ①障がいのある方の能力を可能な限り回復させ、社会生活を営むことができるよう、適切なリハビリテーションが受けられるようにするため、医療機関や福祉施設などと連携を図り、障がいのある方が効果的で効率的なサービスを選択できるよう努めます。

3 精神保健対策の推進

- ▶精神障がいのある方の地域移行・地域定着を推進する国の方針や、近年精神障害者保健福祉手帳所持者が増加していることを踏まえ、地域の精神医療体制の充実と、安心して地域で生活できる包括的な支援体制の整備に努めます。

(1) 精神医療体制の確立

- ①精神障がいのある方の適切な医療の確保を図るとともに、精神保健相談の充実、社会復帰に対する支援など、地域生活支援の充実を図ります。
- ②自立支援医療（精神通院）や自立支援援助により、精神障がいのある方の心身の障がいの状態の軽減を図ります。
- ③地域生活に移行した後の生活を支えていくために、グループホーム等の住まいの場の整備・充実に努めます。

(2) 地域精神保健対策の推進

- ①精神障がいについての偏見や差別をなくし、精神障がいのある方の社会復帰に対する地域住民の理解を深めるため、精神保健についての正しい知識の普及と啓発に努めます。
- ②相談支援専門員等の相談支援に携わる人材の確保や障害福祉サービスの充実を図り、精神障がいのある方に対する周囲の人々の理解が深まるよう努めます。
- ③精神障がいのある方が地域の一員として安心して自分らしく生活ができるよう、保健、医療福祉関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるよう努めます。

基本目標4 療育・教育の充実

1 療育の充実

- ▶障害児通所支援給付受給者証の所持者が増加していることから、相談窓口や情報提供のさらなる充実など、療育体制の充実に努めます。
- ▶乳幼児期に発達課題が発見されるケースが多いことから、保護者への産前からの発育・発達に関する情報の提供や、健診受診の推奨等により、早期の発達課題の発見と療育開始につなげる体制の構築を図ります。

(1) 相談窓口等の充実

- ①気づきにより紹介を受けた障がい児に対し、早期の療育が行えるよう障がい児通所支援事業の充実に努めます。今後も保健所や児童相談所、病院、福祉施設等との連携により、療育についてのきめ細かな相談や助言、指導及び支援を行う相談窓口の充実を図ります。
- ②本人の状況やこれまでのサービス内容等を記録し、こどもについての情報を整理し積み重ねていくための「日南市相談支援ファイル ミライノート」の配付を行います。

日南市相談支援ファイル ミライノート

こどもについての情報を整理し積み重ねていくことで、これまでどのような支援を受けてきたのか、そして今どのような支援を必要としているのか、新たに関わる支援者に正確な情報を伝えやすくなります。そのことを通して、医療・保健・福祉・教育・行政機関等の各関係機関がこどもの特性やニーズを共有理解し、互いに連携し合ってこどものライフステージに寄り添った支援を行うことができるようになることを目的としたツールで、福祉課窓口での配付や、日南市ホームページでの掲載を行っています。



日南市 相談支援ファイル
ミライノートについて

このファイルは幼児期から成人期まで、お子さんに関わりの保育・教育・福祉・医療など、サービス内容を記録し、一貫して切れ目のない支援ができることを目指しています。
保護者の方と関係者がお子さんの状況を把握したうえで、今後が課題なのか、どのように共通理解していけばいいのかを一緒に考えることができます。

ファイルの情報共有・引継ぎについて

☆保護者の方へ☆
このファイルをもとに、保護者の方と所属機関の関わる人たちが、お子さんの状況を適切に共通理解し、積極的に対応してあげたいと思います。

1. このファイルはお子さんに関わる人たちにお子さんの事をより理解していただくために、個人情報や関係機関に関する情報が多く含まれています。そのため、使用時にはプライバシーに十分配慮して慎重に取り扱います。
2. このファイルの作成は、本人及び保護者の同意に基づきます。作成されたファイルは本人と保護者のものです。保護者の方の判断でお子さんの不利益になるような項目は記入いただくなくても構いません。承認なしに保管することや支援に関係のない第三者に情報を提供することはいたしません。
3. このファイルは、ご家庭で保管してください。卒業・卒業（転園・転校）されましたら次に行われる機関にこのファイルをお持ちになると良いと思います。

このファイルの使用について説明を受けました。情報共有を承諾します。

年 月 日

保護者署名 _____ 印

主 査 所 _____

説 明 者 _____

お子さんの所属する機関と一緒に、年度末に振り返り、必要な情報を記入していきます。

(2) 早期発見・早期療育に向けた支援体制の整備

- ①障がいの早期発見及び早期支援を行うため、障がいのある幼児や発達段階で遅れがみられる幼児とその保護者が、保育士等の指導と助言を得ながら保育・療育を受けられるよう、保健・医療・福祉・教育などの関係機関と緊密に連携した支援体制の整備に努めます。
- ②乳幼児健康診査、にこにこ教室、子育て教室等の取組に加えて、各保育施設への巡回訪問支援「4歳児クラスフォローアップ訪問」などを実施して障がいの早期発見に努めます。

2 自立に向けた教育の充実

- ▶障がい児のインクルージョンを推進する国の方針や、障がい児調査で「障がい児保育・教育の充実」が最も求められていることから、障がい児や発達に課題のある児童のインクルージョン教育と、それを支える教職員や専門職の質の向上を推進します。

(1) 就学前の障がい児教育・保育の充実

- ①医療・福祉関係機関との連携を図り、保育園等での障がいのある幼児の受け入れを促進します。
- ②障がいのある幼児のニーズに応えるため、さらなる就学前の障がい児教育・保育の充実を図ります。
- ③「保育所等訪問支援」により保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援に努めるとともに、広報・周知を行い利用の促進を図ります。
- ④障がいのある幼児の教育を効果的に行うため、教育委員会や保健・福祉担当課等の関係機関、保護者との連携のもと、障がいのある幼児一人ひとりの障がいの種類・程度・能力・適性等に応じ、適切な就学指導に努めます。
- ⑤親子で音楽療法を楽しむ「にこにこ教室」や、保護者を対象とした「子育て教室」など、児童の発達に資する様々な取組を実施します。
- ⑥公立・私立保育所のどちらでも障がい児が安全・安心に保育が受けられるよう、養育スキルアップ研修等による保育士の資質の向上、福祉教育の推進、日中活動ができる場の提供等の支援を行います。

(2) 特別支援教育の充実

- ①宮崎県立日南くろしお支援学校は、地域の特別支援教育のセンター的役割を担っていることから、児童生徒の重度・重複化、多様化への対応強化を図るため連携に努めます。
- ②対象児童生徒数の増加、障がい状況の多様化に対応するため、医療・教育・行政のそれぞれの連携が図られるよう、コーディネート機能の強化を図ります。
- ③児童生徒の特性に応じた適切な教育を行うため、教職員との連携に努め、障がいのある児童生徒の実態を把握し、障がいの状況に応じた適正な就学指導・学習指導・生活指導に取り組めます。
- ④障がいの有無に関わらず、児童生徒がともに学び、遊ぶ友人としてお互いを受け入れることができるよう、思いやりの心を学ぶ教育を推進します。
- ⑤市内の小・中学校において、特別な支援が必要な児童生徒に対し、見守り・声かけ等を行う生活支援員を配置します。また、障がい児受け入れの拠点校である油津小学校及び油津中学校において、移動や学校生活に介助が必要な児童生徒に対し、学校生活支援員（介助員）を配置します。
- ⑥「インクルーシブ教育システム」の構築など国や県の計画等との整合性を図りながら、特別支援教育の取組を推進します。
- ⑦学校行事等への市民の参加と協力を呼びかけ、学校・地域・家庭が連携し、地域ぐるみの特別支援教育ができるよう、相互理解に努めます。

(3) 特別支援教育コーディネーターの確保

- ①障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応した教育を推進するため、学校内での業務をはじめ、福祉、医療関係機関との連絡・調整や保護者に対する窓口を担う特別支援教育コーディネーターの確保を行います。現在、市内の全小・中学校に特別支援教育コーディネーターを配置していることから、今後もこの体制の維持と活用に取り組めます。

基本目標 5 雇用・就業の促進

1 就労と定着の支援

- ▶障がいのある方の社会参加と生活基盤の安定のために、就労は重要な要素となります。障がい者調査では現在就労していない 18～64 歳のうち約4割が就労を希望しており、就労のニーズは高いとみられることから、就労支援のさらなる充実に努めます。
- ▶就労に関するニーズはさまざまであることから、就労分野・形態の充実のみならず、就労に向けた準備や就労後の定着に関する支援についても充実に図ります。

(1) 就労に向けた支援

- ①就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）の推進により福祉施設から一般就労への移行に努めます。
- ②障害者就業・生活支援センター等での就業に向けた準備支援や訓練等を行います。
- ③職場定着のためにジョブコーチ（職場適応援助者）制度を活用した支援を行います。

(2) 職場定着と継続就労への支援

- ①一般就労を希望する障がいのある方の就職活動を支援するため、障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所等の関係機関と連携し、職場定着を支援します。
- ②就労移行支援事業所等を利用して一般就労をした障がいのある方については、就労に伴う生活面の課題に対する支援を行う就労定着支援により職場定着を支援します。

(3) 福祉的就労の場の充実

- ①一般就労することが困難な障がいのある方に対し、就労継続支援等を通して、就労の機会や生産活動の機会の提供を行います。
- ②「障害者優先調達推進法」に基づき、障がい者就労施設等からの物品・役務の調達を推進するため、提供可能な物品等をホームページにて紹介いたします。

2 多様な雇用機会の確保に向けた取組

- ▶一人ひとりのニーズに合った多様な就労形態の確保に向けて、多様な就業の場の確保や、障がい者雇用に関する周知・啓発を行い、日南市の障がい者雇用環境の整備を推進します。

(1) 障がいのある方の雇用の機会拡大

- ①新たな就業の場の開拓を支援し、雇用の拡大に努めます。
- ②障がいのある方の市職員への雇用について、引き続き積極的に努めます。

(2) 障がい者雇用に関する周知・啓発

- ①障がいのある方が適性と能力に応じた仕事に就き、職業に生きがいを感じて充実した毎日が過ごせるよう、公共職業安定所等の関係機関と連携を図りながら、障がい者雇用促進のための啓発活動に努めます。
- ②就労場面における障がいのある方に対する差別の禁止及び障がいのある方が職場で働くにあたっての支障を改善するための合理的配慮の必要性について、普及啓発に努めます。
- ③障がいのある方の一般就労に関する事業所の理解を深めるために、各種助成制度等の周知に努めます。

基本目標 6 生活環境整備の推進

1 生活環境の整備促進

- ▶障がいのある方が暮らしやすい生活環境の整備に向けて、歩行空間や公共施設などの様々な場所のバリアフリー化を推進し、社会的障壁の除去を図ります。
- ▶アンケート調査では外出時の課題として、公共交通機関の不足が挙げられていることから、障がいのある方等の日常生活維持の観点から移動手段の確保を推進します。

(1) 移動手段の確保

- ①高齢者や障がいのある方々が、自家用車の運転が困難となっても一定の生活の質を確保することが可能となるよう移動手段の確保を図ります。
- ②重度心身障がい者福祉タクシー給付事業により、タクシー料金の助成を実施します。
- ③コミュニティバスやデマンド型乗合タクシーの運行、リフト付き福祉バスの運行により、移動手段の確保を図ります。

(2) 建築物の整備

- ①県の「人にやさしい福祉のまちづくり条例」の基準に適合する施設等の整備を図り、公共施設のバリアフリー化に努めます。
- ②民間の公共性のある建物について、バリアフリー化の推進に向けての啓発に努めます。
- ③障がい者用トイレ及びオストメイト対応トイレの整備を促進します。

(3) 歩行者通路や公共施設等のバリアフリー化の推進

- ①障がいのある方をはじめ、多くの市民が利用する公共施設周辺及びそれらと主要な拠点とを結ぶ歩行通路の計画的整備に努めます。
- ②障がいのある方の意見を求め、きめ細かな配慮をもって整備するように努めます。

(4) 障がいのある方に配慮した住環境の整備

- ①「おもいやり駐車場制度」について、普及啓発を行うとともに、障がい者等用駐車場の不適正利用の防止を目指して、特に自動車を運転する市民への啓発のため、イベントでの周知など継続して実施します。
- ②外見からは分からなくても援助が必要な人へのおもいやりのある行動を広めていくため、広報誌やホームページ等により「ヘルプマーク」のさらなる普及・啓発に取り組みます。

2 安心して暮らせる住まいの確保

- ▶ 住み慣れた地域でいつまでも暮らせるまちづくりのために、障がいのある方の地域生活の拠点となる住まいの確保に努めます。

(1) 住まいの確保に向けての取組の推進

- ① 市営住宅の入居者選考時における障がいのある方への抽選倍率の優遇措置を行います。
- ② 障がいのある方が住み慣れた地域社会の中で自立した生活を送れるようにするために、引き続きグループホームの拡充を推進します。
- ③ 社会福祉法人によるグループホーム等の施設整備にあたり、必要となる費用の一部助成を実施し、地域生活の場の拡充を図ります。

(2) バリアフリー住宅の供給等

- ① 市営住宅においては、室内の段差解消や浴室・トイレへの手すり設置などのバリアフリー化を推進します。
- ② 自立した生活の維持・促進及び介護者の負担軽減を図るため、障がいのある方の居住する住宅改修に対する支援を行います。

3 防災対策の充実

- ▶ 近年多発する震災や豪雨などの災害を踏まえ、日南市地域防災計画等に基づき、障がいのある方の速やかな避難のための体制整備や、障がいのある方に配慮した避難施設の確保等、障がい者福祉の面からの防災対策の充実を推進します。
- ▶ 災害発生時の障がい者支援施設等の事業継続に向けて、施設の防災対策の支援に努めます。

(1) 災害時の避難計画の周知徹底及び防災意識の向上と改善指導

- ① 日南市地域防災計画に基づく防災体制の確立を推進します。
- ② 地域における防災体制づくりを推進します。
- ③ 地域において、災害時の協力や支援を円滑に行えるよう、日ごろの交流を通して障がいのある方の状況を把握するなど、安全・安心な地域づくりを推進します。
- ④ 高機能消防指令センターには、聴覚や言語に障がいのある方が災害や急病等の時に使用できる 119 番通報 F A X を設置しており、在宅において障がいのある方が必要時に活用できるように、活用方法も含めた周知をさらに図ります。
- ⑤ 障がいのある方及び家族や成年後見人等を対象とした防災知識の普及に努め、防災意識の向上を図ります。

- ⑥地域において実践的な防災訓練等の実施を推進し、障がいのある方及び家族や成年後見人等の参加を働きかけ、地域支援体制の整備を図ります。

（２）要配慮者及び避難行動要支援者対策の充実

- ①障がいのある方や高齢者などの要配慮者の生命の安全の確保のために、情報伝達、高齢者等避難に基づく早期避難、避難時の支援等に取り組み、要配慮者を継続的にフォローする体制の整備を推進します。
- ②特別な介護や支援が必要とされる要配慮者に対応するための福祉避難室の確保に努めます。
- ③日南市避難行動要支援者支援制度に基づき、災害時に自ら避難することが困難な方を避難行動要支援者として登録し、個別支援計画を策定し、災害発生時に避難支援や安否確認等を行う体制を構築します。

※要配慮者：高齢者、障がいのある方、乳幼児その他の特に配慮を要する人。

避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害発生時等に自ら避難することが困難な人で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人。

（３）施設等における防災対策の支援

- ①国・県とも連携し、障害福祉サービス事業所等における災害発生時の業務継続計画（ＢＣＰ）に基づく防災対策や、計画の運用・見直しについて助言・指導を行い、施設の防災対策の充実を図ります。

（４）障がいのある方に配慮した避難施設の確保

- ①避難所においては、障がいのある方、高齢者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮するものとし、妊娠、発熱、障がいのある方用のスペースを設ける等、要配慮者等が安心して施設を利用できるよう適切な対策に努めます。
- ②民間の社会福祉施設の活用等により、障がいのある方等が利用する福祉避難所の確保を行います。
- ③災害発生時は、福祉避難所の利用が望ましい人に対して福祉避難所への速やかな収容措置を実施します。

4 事故や犯罪から守る体制の充実

- ▶障がいがあることによって消費者被害や犯罪の標的となることがないように、市民に対する防犯や消費者教育を推進します。

（１）防犯体制の確立

- ①障がいのある方への見守りを含め、地域安全活動の啓発に努めます。
- ②警察署や防犯協会等の関係機関と協力して、安全意識の向上、地域防犯体制についての周知に努めます。
- ③相談窓口で障がいのある方への理解を深めるように啓発に努めます。

（２）消費者教育の推進

- ①障がいのある方の消費者被害の未然防止や消費者としての自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及、情報の提供等の周知・啓発に努めます。

（３）交通安全対策

- ①障がいのある方に対して、交通安全意識の啓発に努めます。
- ②運転者に対して、障がいのある方やこども、高齢者など交通弱者に配慮した安全運転意識の向上を図ります。

基本目標 7 情報・コミュニケーション

1 意思疎通支援の充実

- ▶令和2年に制定された「日南市障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例」に基づき、合理的配慮の提供を行います。

(1) コミュニケーション手段の利用促進と合理的配慮の提供

- ①「日南市障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する条例」に基づき、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の提供を行います。
- ②市民への普及啓発を行うとともに、事業者による合理的配慮の提供促進に努めます。

日南市障がいの特性に応じた コミュニケーション手段の利用促進に関する条例

【概要】

障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関し、市の責務と、市民及び事業者それぞれの役割について定めた条例です。市の責務として、障がい特性に応じたコミュニケーション手段に関する理解と利用の促進と、事務事業等における合理的配慮の提供を定めています。

(2) 意思疎通支援事業

- ①意思疎通を図ることに支障がある障がいのある方に、手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

(3) 手話奉仕員養成研修事業

- ①手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得する者を養成するため、手話奉仕員養成研修を開催します。
- ②手話奉仕員養成の際に講師となる人材の養成・確保を図ります。

(4) 様々な場面でのコミュニケーションと意思疎通支援の実施

①補装具費支給制度による補聴器、重度障害者用意思伝達装置などの購入に要する費用支給や、日常生活用具給付事業による情報・意思疎通支援用具の給付により、障がいのある方が円滑に日常生活を行えるよう支援します。

②市ホームページで、全国的なサービスである電話リレーサービス（※）に関する周知等を行います。

※「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」に基づき、聴覚や発話に困難のある方と、きこえる方との会話を通訳オペレータが手話・文字と音声を通訳することにより、電話で双方向につなぐサービス。

2 情報取得・利用しやすさの推進

▶市行政の情報発信において、障がいのある方でも利用しやすいようアクセシビリティへの配慮を行います。

(1) 障がいのある方に配慮した広報誌の作成

①「好きですにちなん」（広報誌）の点字版や音声版（ＣＤ）の配布により、市の施策や行事などの情報を提供します。

(2) ホームページ等での情報アクセシビリティに対する配慮

①市ホームページで、高齢者や障がいのある方が支障なく利用できるようアクセシビリティへの配慮を行います。

3 行政サービス等における配慮

▶行政サービス利用や情報提供における配慮をさらに推進するとともに、選挙の際に障がいのある方が円滑に投票することができるよう対応の充実を図ります。

(1) 行政機関等における配慮

①合理的配慮等に関する市職員の研修会及び講習等を開催することにより資質の向上を図るとともに、事務・事業の実施にあたっては、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮を行います。

②障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を踏まえ、行政機関の窓口等における障がいのある方への配慮を徹底するとともに、行政情報の提供等にあたっては、ＩＣＴ等の利活用などアクセシビリティに配慮した情報提供を行います。

【例】 筆談対応 手話対応 ＩＣＴ機器の設置

(2) 選挙等における配慮

- ①障がいのある方が障がい特性に応じて、自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、投票所のバリアフリー化や備品の準備など、障がいのある方の利用に配慮した投票環境の向上に努めます。
- ②代理投票の適切な実施に取り組むために、選挙人を介助する職員の配置に努めます。
- ③指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票を適切に実施し、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がいのある方の投票機会の確保を図ります。

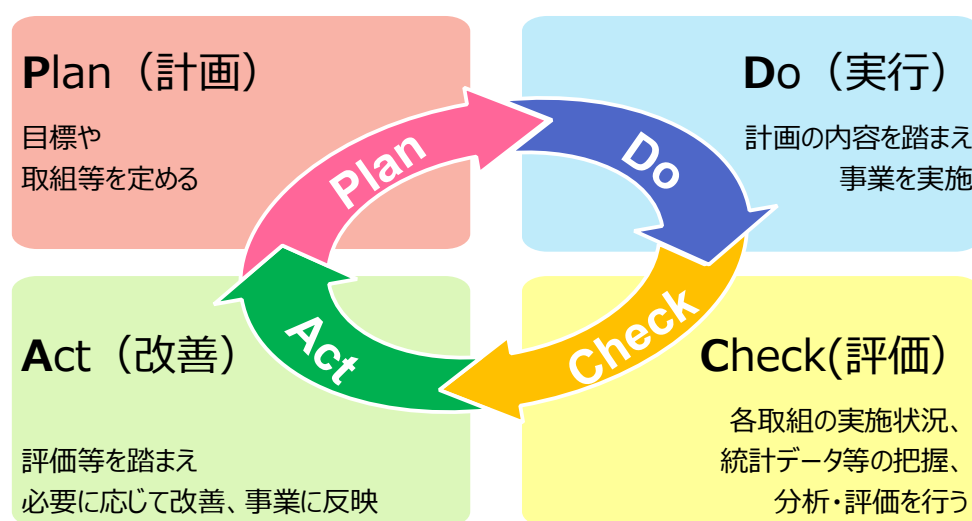
第5章 計画の推進体制

1 計画の進行管理

本計画の着実な推進のために、PDCAサイクルに基づく進行管理を行うこととします。

関係各課及び関係機関が各施策及び障がいのある方の状況について定期的に把握を行い、それを日南市障害者施策推進協議会及び日南市地域自立支援協議会に報告し意見の聴取を行うことで、計画の達成状況や本市の状況の分析・評価を行い、各種施策等の改善につなげます。

また、計画の最終年度には、計画の全体的な評価を行うとともに、本市の状況や国の新たな基本指針等に基づき新たな障がい者計画を策定します。



2 成果目標の設定

計画の進行管理にあたり、計画の進捗と達成状況等を把握・評価するために成果目標を設定します。

項目番号	事項	現状値	目標値
基本目標 1 理解と交流の促進			
1-1	小・中・高等学校における福祉共育の実施回数（回） ※社会福祉協議会による手話体験等の小中高校への福祉共育を令和 11 年度に 40 回開催する。	25 回 (令和 5 年度実績)	令和 11 年度 実施回数 40 回
基本目標 2 生活支援の充実			
2-2	地域自立支援協議会そうだん部会の開催回数（回） ※そうだん部会を毎年 7 回以上開催することにより、障がいのある人やその家族の抱える多種多様な相談等に対応するための相談支援専門員のスキルアップを図る。	7 回 (令和 5 年度実績)	毎年 開催回数 7 回以上
2-3	成年後見制度の利用者数の増加（人） ※認知症の方や知的・精神障がいのある方が地域で安心して暮らせる環境をつくる。令和 7 年度から各年度 8 人ずつの増加を目指す。	208 人 (令和 5 年度実績)	令和 11 年度 利用者数 256 人
2-4	障がい者スポーツ教室の参加者数の増加（人） ※県障がい者スポーツ教室参加者数の前年度比 5 %増を目指す。	54 人 (令和 5 年度実績)	令和 11 年度 参加者数 72 人
基本目標 3 保健・医療の充実			
3-3	精神障がいのある方が地域の一員として安心して自分らしく生活するための保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数（回） ※保健、医療、福祉関係者による協議の場を令和 11 年度に 2 回以上開催する。	1 回 (令和 5 年度実績)	令和 11 年度 開催回数 2 回以上

項目番号	事項	現状値	目標値
基本目標 4 療育・教育の充実			
4-1	放課後等デイサービスの利用者数の増加（人） ※一人ひとりの障がいの特性等に応じて、最適な療育環境を提供するためサービスの充実を図り、1月あたりの利用者数を令和11年度末までに140人を目指す。	125 人 (令和5年度実績)	令和11年度 利用者数 140 人
基本目標 5 雇用・就業の促進			
5-1	福祉施設から一般就労への移行人数（人） ※就労移行支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行に努める。毎年、6人以上の一般就労への移行を目指す。	6 人 (令和5年度実績)	5年間の 一般就労者数 合計 30 人
5-1	就労継続支援A型事業所の1人あたりの平均工賃の増額（円） ※就労継続支援A型事業所の1人あたりの平均工賃の75,534円（令和5年度実績）からの15%増を目指す。	75,534 円 (令和5年度実績)	令和11年度 平均工賃 86,865 円
5-1	就労継続支援B型事業所の1人あたりの平均工賃の増額（円） ※就労継続支援B型事業所の1人あたりの平均工賃の28,239円（令和5年度実績）からの10%増を目指す。	28,239 円 (令和5年度実績)	令和11年度 平均工賃 31,063 円
基本目標 6 生活環境整備の推進			
6-1	ヘルプマークの交付数の増加（個） ※令和11年度までに1,541個の交付を目指す。	821 個 (令和5年度実績)	令和11年度 までの交付数 累計 1,541 個
基本目標 7 情報・コミュニケーション			
7-1	手話奉仕員登録者数の増加（人） ※令和7年度から各年度5人以上の登録者増を目指す。	5 人 (令和5年度実績)	5年間の 登録者数 25 人

資料編

日南市障害者施策推進協議会委員名簿

(敬称略・順不同)

No.	所 属 及 び 職 名	氏 名
1	日南市身体障害者福祉協会 会長	廣 田 満
2	日南地区手をつなぐ育成会 会長	井 川 哲 男
3	日南市障害者憩いの間運営協議会 事務局員	中 村 昌 子
4	社会福祉法人 つよし会 つよし学園 施設長	谷 口 正 純
5	地域活動支援センター「和み」 センター長	徳 弘 雄一郎
6	社会福祉法人 つよし会 そうだんサポートセンターなみ 相談支援専門員	高 橋 浩 二
7	社会福祉法人 サン・スマイル福祉会 理事長	日 高 重 則
8	にちなん障害者就業・生活支援センター センター長	鎌 田 恵
9	社会福祉法人善興会 障害者支援施設 北郷荘 施設長	原 井 貴 史
10	障害者サービス ゆめや 管理者	北 川 佳代子
11	日南市民生委員・児童委員協議会 会長	崎 村 洋 子
12	日南市ボランティア連絡協議会 会長	柏 田 壽
13	日南市社会福祉協議会 事務局長	川 俣 泰 通
14	宮崎県立日南くろしお支援学校 教頭	清 水 陽 子
15	日南公共職業安定所 所長	廣 瀬 和 泰
16	宮崎県日南保健所 健康づくり課長	後 藤 由 佳
17	日南市教育委員会 教育部長	鬼 束 昌 義
18	日南市福祉事務所 所長	橋 口 智 明

用語集

<あ行>

アクセシビリティ

年齢や障がいの有無に関係なく、だれもが情報や製品、建物、サービス等を支障なく利用できること。

一般就労

障がい者が、一般企業などで労働契約を結んで就業、在宅就労、または自ら起業すること。これに対し、一般企業等に雇用されることが困難な障がい者に対し、雇用契約を結ばず、就労継続支援（Ｂ型）などで福祉の一環として就労の機会を提供することを福祉的就労という。

医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童。

インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。

オストメイト

ストーマ（人工肛門・人工膀胱）を持つ人たちのこと。

<か行>

共生社会

全ての人が、年齢や性別、国籍、障がいの有無等によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら生活することのできる社会。

グループホーム

共同生活を行う住居で、主として夜間に、相談、入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を提供するもの。

<さ行>

児童発達支援

療育等が必要な就学していない障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行うもの。

重症心身障がい

重度の身体障がい（肢体不自由）と重度の知的障がい重複している状態。その状態にある者を重症心身障がい者（児）という。

障害者就業・生活支援センター

障がい者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障がい者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行い、障がい者の雇用の促進及び安定を図ることを目的に設置されている機関。

ジョブコーチ

障がい者の職場適応に課題がある場合に、職場に出向いて、障がい特性を踏まえた専門的な支援を行い、障がい者の職場適応を図る援助者。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な人を保護するため、本人の権利を守る者（成年後見人等）を選任する制度。

<た行>

短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する人が病気の場合などに、障がい者を短期間施設に宿泊を伴う入所をさせ、入浴、排せつ、食事の介護などを行うもの。

地域移行

障がい者が入所施設や精神科病院等から地域での生活に移行すること。

地域活動支援センター

障がい者を対象とする通所施設の一つ。地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与し、障がい者の自立した地域生活を支援する。実施主体である各市町村の判断により地域の特性や利用者の個々のニーズや置かれた状況に応じ、柔軟な形態で支援を実施する。

地域自立支援協議会

障がい者への支援体制の整備を図るため、関係機関、関係団体、障害福祉サービス従事者等で構成する、地域の障がい福祉に関するネットワークの構築に中核的な役割を果たす協議の場。

特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育。

<な行>

難病

発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない、希少な疾患であって、長期の療養を必要とする疾病。そのうち、一定の要件に基づき厚生労働省が「指定難病」と定めたものは障害者総合支援法の対象となる。

<は行>

発達障がい

生まれつきみられる脳の働き方の違いにより言語や運動能力、社会生活に適応する上で必要な能力の獲得に困難がある状態。発達障害者支援法上の定義では、自閉症、アスペルガー症候群その他広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい（ADHD）その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定されている。

バリアフリー

障がい者や高齢者が社会に参加する上で障壁（バリア）となるものを取り除くこと。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられている。

福祉共育

多様な立場や領域の人や組織が連携して教育を行うこと。

放課後等デイサービス

就学している障がい児に対し、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行うもの。

補装具

身体上の障がいを補って、日常生活や社会生活をしやすいするための器具のこと。
義手、義足、つえ、歩行器、義眼、補聴器、車椅子などがある。

<や行>

要約筆記

難聴や聴覚障がいのある人に紙面やOHP、パソコンなどを使い、相手の話や会議等の内容の要旨をその場で文字化して情報を伝える支援方法。要約筆記を行う者を要約筆記者といい、各都道府県等で養成プログラムが行われている。

<ら行>

ライフステージ

乳幼児期、学齢期、青年期、壮年期、高齢期などの生涯のそれぞれの段階。

療育

障がい児の発達を促し、自立して生活できるように援助すること。

日南市障がい者計画

- 発行年月日 令和 7 年 3 月
 - 編集・発行 日南市 健康福祉部 福祉課 障がい福祉係
〒887-8585
宮崎県日南市中央通 1 丁目 1 番地 1
TEL:0987-31-1130
FAX:0987-31-0288
-